

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策工事に関する工事説明会

日 時：平成20年3月25日（火曜日）

午後7時00分から

場 所：村田町沼辺地区公民館

司会 定刻ですので、始めさせていただきます。

ただいまから村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策工事に関する工事説明会を開催いたします。

なお、工事説明終了後にご質問の時間を設けさせていただいております。

初めに、宮城県竹の内産廃処分場対策室加茂室長よりご挨拶申し上げます。

加茂室長 皆さん、おばんでございます。処分場対策室の加茂でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、年度末のこのような時期に工事説明会を開催させていただきましたが、わざわざお運びをいただきまして、大変ありがとうございます。また、日頃、処分場の維持管理につきましては皆様のご協力とご理解をいただいていることにつきまして、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、処分場の支障除去対策事業についてでございますが、昨年10月19日にこの場をお借りして意見交換会を開催させていただいた折に、覆土の施工内容や側溝工事などについてご説明を申し上げます。その際に、皆様からは多機能性覆土の範囲が狭いのではないかとことや、あるいは排水工の大きさが小さいのではないかとといったご不満あるいはご不安、そういったご意見をいただいたところでございます。また、一方では、町道が冠水しないようにするために、できるだけ早く工事をしてほしいという声もいただきました。このようにさまざまなご意見がある中ではございますが、私どもが提案している工事内容について、皆様に全面的にご理解をいただいていると思っているわけではございません。やはりさまざまなご不満があるということは十分認識をしているところでございます。

しかしながら、それでは意見が一致しないまま、ただ時間が過ぎていっていいのかということもございますことから、私どもとしてはまずともかく工事を実施させていただきたいということをお願いしてまいりました。私どもの工事概要につきましては覆土と側溝整備でございますが、もし私どもの提案する工事の内容が不十分であった場合には必ず追加工事なり必要な対策を講じるということをお約束して、まず工事をさせていただきたいというふうをお願いをしてまいったわけでございます。

そのような経過の中で、私どもは前回の説明会から今日まで工事の詳細設計を行うことと、それから工事の発注を行ってまいりました。そういった手続を踏んで本日に至ったわけでございます。このたび施工業者が決まったものでございますから、本日はその工事内容について細かい点をご説明したいということで工事説明会のご案内を差し上げたわけでございます。

今日の説明会では、前回ご説明した工事内容に加えて、さらに詳細な事項、例えば道路の工事というのはどの部分が何月頃行われて、その際には車の通行や人の通行がどうなっていくのかということ、安全対策についてはどのようにとっていくのかということ、さまざまな細かい点、そういったことを今日はご説明して、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、ご説明をした上で皆様からさまざまな要望あるいはご意見等もあると思っておりますので、そういったことを伺いながら工事を実施してまいりたいと考えております。

工事の実施に際しましては、まず私どもは何よりも住民の方々の安全というものを優先してやっていかなければいけないと思っておりますし、もちろん施工する業者も同じでございます。さらに、それに加えまして、皆様にできるだけご不便をおかけしないようなことも心に刻んでやっていきたいと思っておりますので、どうかこれまで同様ご理解とご協力をいただくことをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願いいたします。

住民1 加茂室長、何か足りないんじゃないか、挨拶が。約束したことやってない。別に知事が来て謝るのか、そのところはっきりさせて。

加茂室長 今のご発言は、先週、ただいまご発言いただいた住民1さん始め4名の方が私どもの方においでになりまして、数項目の申し入れというものをされておられました。その中には、前回、知事がこの場で発言したことについて謝罪をするようにという内容もございました。今おっしゃったのはその件だと思っておりますが、先週、私どもの三部部長が住民1さんにお約束したように、その旨を知事にお伝えしたと私は聞いております。それに対して知事がどう対応するかということについては、今日の時点では伺っておりませんので、伝えましたというご報告だけをさせていただきたいと思っております。

住民2 今のことに関連して、それでは村井知事の方に伝えておいてください。私、一町民の住民2といたします。

今、この10月19日の説明会での知事の発言とありましたけれども、その議事録というものの、全部で50ページぐらいあります。公開されています。その48ページのところに、10月19日の時に村井知事はここで「2人だけぎゃあぎゃあおっしゃっても」というような表現を使っております、話し合いの中で、終わりの方でしたけど。「ぎゃあぎゃあおっしゃっても」と、私は知事の品格にかかわる言葉だと思います。だからこそ、そうやって「守る会」の代表その他何かで行って申し入れをしてくださったんだろうと思います。大阪府知事の橋本さんは、もう3回ぐらい議事録訂正をやっているそうです。こんなとんでもないものを天下に公表しておい

たら宮城県の恥だと思えます。早いところ村田町に来て村田町民に謝罪して、そして議事録を訂正すべきだと考えます。

もう1点、この議事録50ページの最後のところに、今も対策室長の方から話がありました、県の方からこれをやってくれ、やってくれと。町民の方から言わせれば、ごり押しでした。最後に知事が何とおっしゃったか。「私は絶対嘘をつきませんので、どうかご理解くださいませ」と、50ページにこうやって書いてあります。もう一回読みます、「私は絶対嘘をつきませんので、どうかご理解くださいませ」。

ところが、これは自由民主党県会議員高橋伸二さんの県政報告、新聞折り込みで入ってきたやつ、日付は平成20年1月1日、私は彼に公開質問状を送りました。船岡に事務所がありますから、電話をかけて留守番の方にこうこうこういうことで送るからということで、2月14日に送りました。この県政報告にどういうことが載っているかということ、この高橋伸二県会議員というのは地元出身ですから、10月19日、7月19日、説明会の時にここにいたんです。そして、町民は、全面覆土してくれ、そんな8%、1割足らずの覆土ではだめだと。河北新報を読んでください、10月20日、7月20日の。町民から不満、疑念がいっぱい出たと書いてあります。そこに高橋伸二県会議員がいたんです。いいですか。そこで竹の内産業廃棄物最終処分場支障除去対策について高橋議員が質問している、処分場の現状についてどうか、また多機能性覆土13カ所施工の根拠と安全確保は十分か。それに対して知事答弁というのがあります。これは対策室長が多分答弁書をつくったと思うんですけども、「19年度調査の8カ所のほか、地域の要望を考慮し、16年度調査の5カ所も加え13カ所を対象とし」と書いてある。町民は全面覆土だと言った。知事の答弁を読むと、本当は19年度の8カ所でいいんだ、だけど地域からの要望があったからそれを考えて、それで16年度の5カ所も加えて13カ所にしたんだと、こういう答弁。

さっきも言ったように、この議事録の一番最後のところに、知事は何て言ったか、「私は絶対嘘をつきませんので、どうかご理解くださいませ」。県会議員の質問に、県の議会に嘘ついたということじゃないですか。村井知事に言ってください。村田町に来て、村田町民にきちっと謝罪して、こんなとんでもない議事録は訂正するように、宮城県の恥です。終わり。

加茂室長 それでは、ただいま2点のお話ありがとうございましたから、知事に伝えるようにということでございますので、私の方から知事に伝えさせていただきます。

司会 続きまして、村田町の柴田副町長にご挨拶をお願いいたします。

村田町（柴田副町長） 皆さん、おばんでございます。お寒い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本来ですと町長が参りまして皆様にご挨拶申し上げるところでござい

ますけれども、町長は今晚、所用がございまして、かわりに私が参りましたので、ひとつよろしく願いいたします。

今、加茂室長の方からのお話のとおりでございます。実際この竹の内処分場につきましてはご案内のとおり町にとって大変大きな環境問題でございます。長期間にわたっているところもございまして、健康への影響も含め町として大変心配しているところでございます。何とかして早急に安心して暮らせるような環境にしていきたいと考えておるところでございます。

今回の対策につきましては、宮城県の方から去年7月と10月の2回にわたって実施設計段階での説明会、知事も含めて、今お話あったような形での意見交換会を行ったところでございますが、なかなか納得のいかないというふうなご意見がたくさんございました。そんな中で、今回は、あの時の知事の話、今いろいろお話が出たようでございますけれども、その件に関しましても、町としましては県の方で、もし、先ほど室長がおっしゃったように、もしこれでだめだったらまたもう一回別の方法でやっていきたいというふうなことで、今の計画でやらせていただきたいというお話でございますので、それを見守っていくしかないのかなというふうに町としては現時点では考えております。ですから、その辺について、今日のこの説明会をちゃんと聞いていただいて、これに対してのご意見なりございましたら、説明が終わってからちゃんとご質問していただいて、あと町としても意見があればそれに対して言っていきたいというふうに考えております。

それで、一日も早い工事の進捗によって町民の方々の安全安心が確保されるようにしたいというふうなことでございますので、ひとつ今晚はよろしく願いしたいと思います。

簡単でございますけれども、挨拶といたします。よろしく願いします。

司会 ありがとうございます。

住民1 出てしまったのでお話を申し上げます。知事の答弁で、議会の答弁で、地元の要望を踏まえてというのが確かにあった、議事録に。地元の要望は、誰が地元の要望を「うん」と言ったのかといたら、そこにいる2人が責任者なの、これは。加茂室長が町に来て、2人をくどいて「うん」と言わせた。我々は「うん」と言った覚えはないよということなので、このことに関して2人はいきなり重大な責任があるんだよな。そのところはきちっとここで確認しなさい。地元の要望に応えてというのは、町の連中が、町の係の連中がなぜだか知らないけど、そこに2人雁首揃えて座ってで、それで「うん」と言わせたんだよな、加茂室長、そのところは確認して。だから、この工事が失敗するようなことがあったり、進捗が遅れたりしたら、町の連中、村田町として重大な責任があるということだけここで確認して先に進ませて

もりたい。地元で「うん」なんて言った覚えはない。これは町の連中が、例えば澤野課長が何でそこに座っているかわからないけども、澤野課長が「まあいいんでないのかい」みたいな話をしたんだと私は理解する。だから、町は責任があるんだということをここで2人でちゃんと確認してください。そうでなきゃ前に進まないよ、これは。いきなり重大な責任があるんだからね、わかるか。

それで、宮城県は竹の内のことなんかこれっぽちも知らない和我々は思っている。町は宮城県より竹の内のことを知ってない、知らない。我々のところに聞きに来られたことも一回もない。それで、柴田副町長、あんたが担当の時に私に一番先に何と答えた。言ってみな、そいつ。言えるか。もう忘れたか。覚えてっぺ。言わないか、あなたの名誉のために言わないからな、それは。そういうふうなの積み重ねが竹の内なんだよ。宮城県の職員もあなたと同じようなことを私に言ったことがある。まるっきり話聞いてない。それはこの前の知事の発言で一発でわかった。宮城県はそういうふうなベースで竹の内のことを考えてきた。そいつをサポートしてきたのが村田町だぞ。そこのところをちゃんと理解して、これからこいなこと絶対やめた、住民の立場に立って県に要望を突きつけますというふうなことを村田町が言わなかったら先に進まない、これは。きっちりとそこのところネクタイ締め直して、住民の村田町として何をやればいいのかということのをちゃんと考え直して県に当たってください。まあいいんじゃないの、まあいいんじゃないのなんていうのは話になんねからね、これは。確認してから前に進んで。

司会 よろしいですか。

住民1 よろしくない。あなたに言ってんじゃないよ。副町長に言ったんだよ、今。

加茂室長 ただいま知事の答弁についてお話をしましたので、私の方から若干説明をさせていただきます。

今、議会の知事の答弁、お話をしましたが、当初、県では19年度の範囲、19年度に100ppmを超える範囲を覆土しようと考えておりました。それを皆様にお話ししたところ、やはりそれでは足りないということをおっしゃったので、私どもの判断で、県の判断でそういった要望を踏まえて16年度に100ppmを超えるところまではやらせていただくと。それで十分だという地元の意見ではないということは承知しておりますが、私どもとしてやれるところは16年度までですということで、県の判断で追加をしたという経過でございますので、決して町がそこで十分だとおっしゃっているわけではございません。そこは確認して……。

住民1 町が反対していることをあなた方がやろうとしているわけだべ。

加茂室長 県としてそこまではやらせていただきたいと。

住民1 今までそういうふうなのを決定する段階では、必ず外部の審議会の意見を聞いて、その答申に従って進めてまいりましたと言っていたんだよ、今まで。今回は加茂室長が決めたのか、それを。宮城県が独自に決めたのか、学者の意見を聞かないで、地元の意見も聞かないで決めたの、あなたたち。そのところだよ、問題は。

加茂室長 多機能性覆土を実施するということについては、17年度の検討委員会の中で議論されたわけですが、その範囲についてどこまでやるかということについては、私の判断というよりは県の判断でございます。

住民1 じゃその時の委員は、私も委員会に入っていたからわかるけども、それはどこまでやる、どの範囲をやるかというのを県に一任しますというふうな言い方はしてない。そんなことはしたことないよ。そいつは別の科学者委員会が立ち上がって、そこでどこからどこまでどういうふうにするんだというのは、やっていたのか、今まで。それを県が独自で、加茂室長が独自で決めたとすれば、あなたの責任も甚だ大きいんだぞ。ほいなこと言ってたってしゃあないから、まずとにかく村田町はいきなり責任あるんだということを確認しなさい、ここで。こんなこと言った覚えねんだから。でなかったら、県が勝手に地元の意向を酌んでそういうふうなことを始めたんだというようなことをここで言ったらいいっちゃ。それで2人でやりとりしたらいいっちゃ、ここで、みんな見てるところで。こんなことしに来たんじゃなくて、工事の進捗ということの話なんだけど、それがまだなんだからね、これは。我々は賛成してない。賛成した覚えはない。学者の意見も聞いてない。県知事が来て謝るのかと思ったら、室長が来てここさ座っている。それで、そのことを何も言わないで、すすすっと業者の話に行きそうになっている。だめだって、これは。騒ぎたくて騒いでんでねえぞ。室長。（「けじめ、ちゃんとしてください」の声あり）一つずつ、こいつはこう、こいつはこう、こいつはこうと言って先に進んでいかなかったらどうしようもない。まず、今言ってるのは、村田町の責任は甚だ大きい。県が勝手に地元の意見を聞いたと言っていたらば、俺そんなこと言った覚えはないというふうな言い方をしてから先に進んでください。

柴田副町長 今、住民1さんのお話でございますが、確かに責任問題というふうになってくれば、かなり重大なことでございます。ここまでの経過、町としましては、前、町が設置した再生検討委員会ありまして、その報告並びに環境審議会の答申を尊重しまして、今回の対策を進めるために協定書を締結しております、県と町で。それで計画が進んできまして、その計画そのものも、町の関係課全課集まって、あと宮城県の方ももとの担当課で集まっている

る協議しておりました。要は雨水対策、それからあと堰の問題とか、堰は今ちゃんとやってもらっていますけども。その辺についての協議はきっちりやって、最終的に10月19日ですか、知事が来まして、一応皆様にご説明申し上げたわけですが、今、住民1さんがおっしゃるように、皆さんは納得してないというのは確かだったと思います。その中で、町としましてもこのままずっと手をこまねくといいますが、それをそのままずっと行ったのでは先延ばしでは全然工事が進まないのでは住民の皆さんに不安を与えるということではまずいんじゃないかということで、県の方できっちりした責任を持ってやっていくと。もし不十分であれば、何回も私言うようですけども、必要な対策をまたやっていくというふうな言葉を町としては信ぜざるを得ないということでございますので、その辺ご理解願いたいと思います。

住民1 県から脅かしをかけられて、受けるのか受けないのか、来年度の予算に入れるのには今「うん」と言わないと入れらんねんだかな、みたいな脅かしかけられて折れたのはわかる。だけど、折れた時に、ここに知事呼んできて、あちこち多機能性覆土を受け取るのか受け取らないのか、そいつを知事呼んできて我々と一問一答やって、すべてがOKということになったら判こ押しなさいということは、澤野課長にきっちりと言ったはずだよな、そいつは。そいつあんたたち前の町長とひょこひょこと県庁に出かけて行って、めくら判べたべたべたと押しただけでないか。そいつは我々委員会としたら認めてない。そのことに関して、いいか、そのことに関してこうせざるを得ませんでしたという報告も受けてない。受けてないんだよ、これは。ちゃんとした委員会をもう一回開いて、皆さんから要望あったけども、こうせざるを得なかった、知事はかなり強引だったというふうな報告でもすればいいんじゃないか。まだ聞いてないんだ、それは。もういい、わかった。とにかく加茂室長、また2人だけぎゃあぎゃあと言われそうだから、やめっから、いい。

住民2 ただ、副町長、今出ているのは、やはり町としてもこの処分場は村田町のだし、住民も村田の町民だから、住民が一生懸命苦しんでいるんだと、ここずっと苦しんできたんだからね、だからそういう立場に立ってさ、住民の安全安心という立場から、積極的にかかわっていくと、工事も業者さんがやるんだけれども、常にかかわりながらやはり見ていくと。いろいろ住民の意見なんかも反映させていくということをきっちりとやってもらいたいと思うんです。

住民1 御免、最後にする。とにかくそういう訳で、町の立場を我々理解したわけでもOKを言ったわけでもない。加茂室長、それからあっちこっち多機能性覆土だって、これでだめだったらこうする、ああする、ああする、こうするというのをきちっと我々理解してないわけよ、これは。だから、町としたらば、「守る会」それから地権者、これから聞く、その人たちの総

意をまとめる努力をしなきゃだめだっつの、これは。それで、そいつを持って県ともう一回やり直ししなきゃだめだって、知事とちゃんと。我々2人だけだの、3人だけだの、5人だけだのって言われたくないわけだから。これは町としたら、自治体としたら、被害を受けている自治体としたらば、きっちりと束になってみんなの意見をまとめるべきなの、これは。いつになったらやる気なの、ほいつ。町長は竹の内のこと、今までの町長とかわって、いきなり本気になってやりますよというようなことを言ってるんだぞ。この前なんか見たらば知事に丸め込まってんでないの、まるっきり。そのことでは対立しなきゃだめなんだ、被害者なんだから。対立というか、地元の意見を真っすぐ加茂室長にぶつけなきゃだめなの、これは。仕方ねえなんて県の下請みたいなこと言わないでくださいよ、ほいつは。間違いだ、ほいつは。

それから、加茂室長、あんたも、やはり話し合いをしていく、これからな、していくよ。だけれども、役場の2人を丸め込んで、地元はこういうふう言ってるんだなんていうことを言っちゃいけないよ、あんたは。この人たちだって何にも知らないんだ、我々から見たら、竹の内のこと。あなたも知らねえぞ。ここのところは頭の中さちゃんと入れて帰ってよ。何回も何回も同じことだべっちゃ。

それから、ついでに業者の人たちに言うておくけども、今までの業者が県の職員から何言われてたかという、中で仕事する時に、来た人のみんな名前を書きなさい。こいつは安全上の管理が知らないけども、こいつは後で言おうと思ったんだけどね。それから、ばかな職員が、県のばかな職員いっぱいいた、今まで。それで、あなた方に何言ったかという、地元の人たちとはしゃべらないで仕事しなさいよと、言われたんだって。俺、作業員から聞いてるよ、そいつは。地元の人たちでおかしいのがいっぱいいるから、ぎゃあぎゃあ騒ぐ2人もいるから、その人たちとお話ししないで仕事をしてくださいと言われてた。それで、ぎゃあぎゃあ騒ぐばかなやつってあんただったのすかなんて作業員から言われてんだよ、こっち。県の連中の言うことがすべてではないからね。どっちなんだかわからないんだ、これは。だから、県の連中のばかが、地元の人 came たらば余りしゃべらないで仕事してくださいなんていうような話聞いたらば、その人をちゃんと私に教えて、名前と。吊るし上げっから、今度。こういうふうな、何というのかな、うんとみんなから感謝されるような仕事ではありません、皆さんの。我々歓迎してないんだ、大体。そんなこと嘘ばかり言う、こいつら。こいつらだよ。ほいつは最後に私言っただけで帰ろうと思ったんだけど、出たついでだから言っておきます。町もそう。困るんだ、本当に。死ぬまでがががやってねげねのかって。（「後でまた言うべ」の声あり）もう言わねえよ。ここまで言ったら帰るかと思って。

司会 ありがとうございます。式次第に沿いまして進行させていただきます。

工事の説明に入ります前に、本日の出席者をご紹介申し上げます。

まず、宮城県の職員をご紹介いたします。

宮城県竹の内産廃処分場対策室、加茂室長でございます。

同室長補佐茂泉でございます。

大河原土木事務所、伊達副所長でございます。

次に、村田町からもご出席いただいておりますので、ご紹介申し上げます。

村田町、柴田副町長でございます。

町民生活課の澤野課長でございます。

皆様の右手側になります、建設課、高木課長でございます。

産業振興課の渡辺総括主査でございます。

また、本日の工事説明会に県議会からもご出席賜っておりますので、先生をご紹介させていただきます。

皆様方の後ろ手になります、須藤哲議員でございます。

申し遅れましたが、本日の司会を務めさせていただきます株式会社NIPPOコーポレーション環境事業部工務担当課長の柳瀬でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、施工者の紹介をいたします。

まず、株式会社NIPPOコーポレーションの職員を紹介いたします。

東北支店技術部長、浅田でございます。

仙台出張所長、桜井でございます。

現場代理人、阿部でございます。

管理技術者、菅原でございます。

続きまして、株式会社深松の職員を紹介いたします。

土木次長、大宮でございます。

環境安全部長、熊谷でございます。

現場代理人、和久でございます。

工事主任、西川でございます。

それでは工事内容説明に入らせていただきます。

本日は、処分場支障除去対策工事の排水工につきましては株式会社深松組の和久より、覆土整形工につきましてはNIPPOコーポレーションの阿部より説明させていただき、その後に質疑

応答を行わせていただきたいと思います。

それでは、株式会社深松組、和久よりご説明いたします。

深松組（和久） それでは、皆さん、こんばんは。

それでは、平成19年度県債竹の内第1 -0 0 2号竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策（排水工）工事の説明をさせていただきます。

お手元の資料は、抜粋しておりますが、ご参考にしていただきたいと思います。工事の説明会の内容は、会社概要、工事概要、施工内容、連絡事項に分けて説明させていただきます。

まず、私どもの会社の内容を簡単にご説明させていただきます。私どもの会社は、株式会社深松組と申します。仙台市青葉区北山に本社があり、建設大臣許可を受けている建設会社となります。

続きまして、工事概要の方に移ります。

北側町道及び東側農道の排水工事は青のラインになります。新設のネットフェンスの工事は黄色のラインとなります。

工事の内容としましては、北側町道は主に可変側溝とU形側溝を合わせて約600メートル施工し、農道部におきましてもU形側溝144メートル、横断管渠17メートル施工いたします。防護柵工としまして、管理用ネットフェンスを700メートル施工いたします。

続きまして、作業時間と休日に関することですが、作業時間としまして、朝礼・準備としまして8時から8時半、作業時間は8時半から17時、工事の施工の状況によりまして終了時間を変更することがあります。休日としまして、休日は日曜・祭日、土曜日は工事の進捗具合で休工とすることもあります。

連絡先についてですが、ご覧のとおりになっております。今日配布いたしましたお手元の資料に掲載されておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。お手元にある連絡先窓口のお知らせ、こちらの資料となりますので、もし抜け落ちている場合は受付の方で帰りにでも持って帰っていただきたいと思います。何かご不明な点がありましたら、お気軽にお電話ください。なお連絡先は窓口となっておりますので、内容に応じ関係機関へ連絡し、必要な対応をとらせていただきます。

現場事務所につきましては、処分場内にNIPPOコーポレーションと隣接して設置する予定です。

続きまして、施工時期の説明に移ります。

排水工事は、2班に分けて施工を行います。まず、A班は4月頃から施工を始め、7月、8

月、9月と町道側の施工を行います。B班は5月頃から施工を始め、9月頃にA班と合流できるように施工いたします。町道の施工が終了し次第、舗装工事を始めたいと思います。A班は引き続き10月頃から 様のご自宅の前に戻り、順次施工していきます。12月頃から農道の施工に移り、1月末を目指して施工いたします。

こちらが施工時期を表した写真でございます。

1枚目が4月中旬から6月末頃、2枚目が7月頃、3枚目が8月頃、4枚目が9月頃になります。5枚目が10月から11月頃、最後の写真になりますが、6枚目、12月から1月末に農道部の施工に入らせていただきます。施工時期につきましては若干の変動はございますが、おおむね施工できるように管理してまいります。

これからは現場の施工方法を簡単に説明させていただきます。

工程表からご説明いたします。先ほどお話ししましたA班が緑のライン、B班が赤いラインとなります。

施工順序ですが、準備工と本工事に分けてご説明させていただきます。

現地調査、排水工の整備を行いまして、捕捉材のモデル施工、試掘の方を引き続き行いまして、排水ポンプの設置、本工事としまして道路占有は40メートル行います。掘削の延長は20メートルほどで計画しております。1番目に安全施設・掘削、2番目に基礎砕石工、3番目に基礎コンクリート打設、4番目に可変側溝の設置、5番目としまして埋戻工、6番目に発生土埋め戻し、7番目としまして仮設フェンス設置工を行いまして、20メートルの施工を終了させ、次の掘削に進んでまいります。本設のネットフェンスは、重機と作業員との安全を考え、100メートルほど作業が終了し次第、設置を行うようにいたします。

もう一度ご説明します。

まず、安全設備設置終了後、掘削を行います。続きまして、基礎砕石、基礎コンクリート打設、側溝据えつけ、埋め戻し、最後にネットフェンス、アスファルト舗装復旧と進んでまいります。

こちらが4月中旬から9月頃の北側町道の道路占有計画図になります。

先ほど申しました道路占有は40メートル行います。オレンジのラインになりますが、立入禁止のフェンスを設置いたします。通行に支障がないように敷き鉄板を設置し、重機待避所を設けます。左側の茶色の部分となります。雨水用、大雨時に対応できるようにポンプの設置をし、排水の確保を行います。この図でいきますとこの青いライン、放水用ポンプを設置します。こちらとこちらになります。水中ポンプ、水槽を設置し、濁水を軽減し、処分場内の沈砂

槽へ排水いたします。こちらのポンプですね、沈砂槽を設置しまして、処分場内の沈砂槽へ排水するという計画になっております。交通誘導員を配置し、誘導いたします。通行に支障がないように交通誘導員を常時配置しまして、作業の方を行いたいと思います。まず既設フェンスの撤去を行います。安全を確保しながら20メートル掘削いたします。作業中は常時吸気と排気を行いますので、送風機を設置いたします。送風方向は、風向きを考慮し、処分場内に送風する、このオレンジのラインなんですけども、送風するようにいたします。側溝設置箇所には仮設フェンスを設置し、ヤード移動後、本設ネットを設置いたします。

こちらが道路占有計画の断面図です。青色のラインが立入禁止柵、高さ1.8メートルで設置いたします。ピンクの方になります。仮設ネットフェンス高さ1.8メートル、このような仮設のフェンス、仮囲いを設置いたします。

続きまして、作業中の留意点ですが、騒音・振動について、低騒音認定の重機を使用し、低速走行を実施いたします。安全通路につきましては、先ほどの誘導員が常時いますので、誘導いたします。大雨時、仮設ポンプにて排水、ポンプは状況によりまして増設、あと仮置きしておけるようにいたします。粉塵等につきましては、掘削時、必要に応じて散水、仮フェンスにシート等を使用し、粉塵の計測を必要に応じて行う予定です。

続きまして、作業中に使用する計測器と送風機についてご説明いたします。

向かって左側は風向風速計、こちらの測定器は風の向きと強さを測る測定器です。隣の送風機ですが、常時強制換気をする時に使用する送風機となります。ガスの濃度を常時測る計測器になります。酸素、可燃性ガス、硫化水素、一酸化炭素の濃度を測る機械となります。こちらがガスの濃度を測る計測器になっております。午前1回、午後1回測定を行います。こちらは水の濁りを測る測定器、濁度計になります。こちらは砂埃の量を測る測定器、粉塵計となります。以上、今回測定や強制換気に使用する機械です。

先ほどの4月中旬から9月頃の北側町道道路占有計画図を使用しまして、夜間時の説明をいたします。

作業終了時、中に捕捉材入りの土のうを設置し、開口部をシートで覆います。夜間時のガスの流出に対応いたしたいと思います。こちらが断面図ですが、このように設置します。作業終了時、中に捕捉材入りの土のうを設置し、掘削開口部にシートを設置します。先ほども申しましたが、夜間時のガス流出の方に対応いたしたいと思います。

続きまして、夜間・休日の留意点でございますが、大雨時は仮設ポンプにて排水、ポンプは先ほど申しましたとおり増設します。発生ガス・匂いにつきましては、開口部等をシート等で

覆い、捕捉材入りの土のうを使用し吸着させ、発生ガスの低減を図ります。工事区画につきま
しては回転灯を使用し、工事区画を明確にいたします。

緊急時の対応の方に移ります。

大雨や台風が予想される場合は、毎日及び週間天気予報を確認し、早期に大雨を予想し、ポ
ンプの増設をいたします。パトロールを実施し、状況を確認いたします。警報が出た場合は、
安全が確認できるまで現場の方で待機いたします。掘削部はシート養生を行い、濁水の抑制を
図ります。

発生ガス、匂いが発生した場合は、発生ガスにつきましては、作業中、管理基準値以上にな
った場合、直ちに作業を中止し、強制換気や埋め戻しの対応を行います。匂いにつきまして
は、捕捉材などを使用し、匂いを吸着するように行います。

緊急時の対策の説明の方に移ります。

第一管理基準値になった場合は強制換気、第二管理基準値になった場合は埋め戻しを行い、
抑制を図ります。第一管理基準値以下になるように、強制換気、覆土等で抑制を図ります。第
一管理基準値以下になったことを確認し、作業を開始します。第二基準値を超える場合、埋め
戻しを行い拡散を防ぎ、また今後の作業を監督員と協議し、対策を講じます。北側敷地境界及
び風下側敷地境界において発生ガスの濃度を測定いたします。第一管理基準値以下になったこ
とを確認し、作業を開始いたします。第二管理基準値を超えた場合、玄関先で発生ガスの濃度
を測定し、状況をご説明するよういたします。第二管理基準値を超えて改善できない場合
は、近隣住民の方に連絡いたします。

それでは、農道部の施工についてご説明いたします。

交通の支障にならないように、常時、片側交互通行で施工いたします。緑のラインが道路占
有箇所になります。交通誘導員の配置を行い、柵の施工を行い、側溝を設置してまいります。
安全施設はご覧のとおり使用し、安全に施工いたします。精米所につきましては、支障がない
ように敷き鉄板等で養生し、常時使用できるようにいたします。

夜間・休日時の農道部の施工について説明いたします。

夜間・休日の農道部は、占有箇所を縮めて両面通行にいたします。工事区画につきましても
回転灯を使用し、工事区画を明確にいたします。

最後になりますが、連絡事項がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1番目としまして、町道部通行止めについてと農道部施工時車両通行止めと迂回路、一般車
と大型車の場合をご説明させていただきます。

町道部の通行止めの方からご説明させていただきます。

先ほどお話ししましたA班は、西側から施工を始めまして、4回目の掘削の時点で柵を設置する計画をしております。現在ごみ置き場がある場所になりますが、この時安全面を考慮した結果、車両の通行止めを行いますので、6月中旬から10日間ほど通行止めのご協力をお願いしたいと思います。ここにごみ置き場がある場所で、ここが　　さんのお宅の角のところなんですけれども、ちょうど柵が角に来まして、車両の方が通行止めになるような計画、安全面がありますので、ご協力願いたいと思います。自転車と歩行者は通行に支障ないようにいたしますので、なるべく急いで工事しますので、ご協力をお願いしたいと思います。

こちらが迂回路の計画図です。案内板と誘導員を配置いたします。事前に迂回路の整備も行います。詳細は、後日、町道側の住民の方にお知らせしますので、こちらの方を通過いただくことになると思います。

農道の側溝施工時ですが、こちらの赤いラインが一般車の迂回路になります。横断管渠の段取り等で数日間、こちらの道路なんですけれども、入り口の前のここに側溝が入る計画になっておりますが、横断管渠の段取り等で数日間、通行止めを行うこともありますので、その際は赤いラインが一般車の迂回路になります。こちらの方の緑のライン、大型車に迂回していただくこともありますので、大変恐縮ですが、ご協力をお願いしたいと思います。

安全優先、ご不便をかけないよう施工いたしますので、ご協力お願いしたいと思います。

以上をもちまして、株式会社深松組の説明を終わらせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。

司会　続きまして、覆土整形工について、株式会社NIPPOコーポレーションの阿部からご説明させていただきます。

NIPPOコーポレーション（阿部）　ただいまご紹介にあずかりました覆土整形工を担当します株式会社NIPPOコーポレーションの阿部と申します。よろしく申し上げます。

それでは早速、工事の説明をさせていただきます。

平成19年度県債竹の内第1-001号竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策（覆土整形工）工事の説明をさせていただきます。

私たちが行います工事説明会の内容は、以下のとおり大きく分けまして、会社概要、工事概要、施工方法、安全管理、以上の4点に分けまして進めさせていただきます。

それでは、会社概要を簡単に紹介させていただきます。

会社名は、株式会社NIPPOコーポレーション（旧日本舗道株式会社）と申します。本社は東

京都中央区にございます。私は宮城出身の宮城在住でございます。国土交通大臣認可の総合建設業となっております。

工事概要、施工箇所の詳細は以下ようになります。

覆土整形がこちらの範囲となっております。多機能性覆土の範囲は、こちらのピンクの範囲となっております。場内排水工としまして、こちらの青いラインの工事を行います。東側対策工としまして、こちらの法面の範囲を施工いたします。防護柵工としまして、こちらの入り口の方から、こちらの東側の方ですね、フェンスの設置を行います。

施工内容は、整形工としまして覆土の整形を行います。切土は高いところを削り、盛土は低いところに土を盛りまして、表面の凹凸を整形しまして、雨の水がそちらにとどまることのないようにスムーズに流れるよう整形を行います。場内排水工としまして、場内に降りました雨水をスムーズに排水できるように、こちらの方の側溝の設置及び柵の設置を行います。東側対策工としまして、法面保護工としましてハニカムフレームの設置を行います。その上に種子散布を行います。防護柵工としまして、敷地境界付近に管理用フェンスを設置いたします。処理工としまして、現在あります古い管渠の充填を2箇所行います。場内に置いてあります自動車等の支障物の撤去が一式となります。

作業時間及び休日、こちらの方はさきに報告の深松組様と同様の予定でございます。工事の進捗状況により作業時間や休日の変動がございます。

連絡先は、以下のとおりです。株式会社NIPPOコーポレーション竹の内現場事務所、電話及びファクスが0224-52-5291となりまして、今週の土曜日（3月29日）から電話が使用可能の予定です。何かご不明な点等ございましたらお気軽にお電話ください。夜間・休日の緊急連絡先につきましては、本日配布させていただきました資料に掲載されておりますので、ご確認の方よろしく申し上げます。こちらも総合の窓口となっておりますので、連絡体制が整っておりますので、何かありましたらご連絡申し上げます。

現場事務所及び車両の出入り口は、以下の図のようになります。こちらの精米所の前、処理場の正面の入り口のところすぐに深松組様と隣り合わせで事務所を構えております。

工程表は、予定工程としまして全体にこのように工事を進めてまいります。

まず、準備工としまして、場内の調査及び測量ほかを3月頃から9月頃まで行っていきます。その後、仮設備の方の準備を3月末から4月上旬まで行います。その後、土工としまして除草工、覆土整形工、多機能性覆土工を4月頃から12月頃まで行っていきます。緑化工としまして、種子散布工を上土工と並行して4月頃から12月頃まで行います。それに伴いまして、

東側対策工としまして、法面保護工を5月頃から6月頃まで行います。場内排水工としまして、側溝工を6月及び11月末から来年1月頃まで行います。防護柵工のネットフェンス設置を7月頃及び10月頃に行います。処理工としまして、既設暗渠処理を6月頃及び来年1月頃に行います。場内にあります支障物撤去を4月頃から5月頃及び8月頃から9月頃の予定で行いまして、各作業に支障がある場合はその場で随時行って撤去していきます。最後に、全工程終了後、後片づけを2月頃に行います。

このように色分けされていますが、この図のように作業エリアを区分して作業を進めていきます。1エリアとしまして、4月中旬から6月上旬にこちらの方の施工をしていきます。現場の状況はただいまこのようになっております。青の部分の2エリアとしまして、6月上旬から7月下旬にこちらの範囲を進めていきます。現場はただいまこのようになっております。その次に3エリア、町道部分の深松様と一緒に伴って作業する場合がございますが、8月上旬から9月上旬にこちらの方を施工していきます。現場の状況はこのようになっております。次に、4エリアとしまして、9月上旬から12月上旬にこちらの方を施工していきます。現場の状況はこのようになっております。最後に、5エリアとしまして、12月上旬から12月下旬にこちらの方の施工をしてまいります。この区分けしたエリア以外でも、例えば搬入土の仮置きとか捕捉材の混合などで、このエリア分けした場所以外で作業をする場合もございますので、ご了承の方よろしく申し上げます。

標準施工断面図でございます。現場はこのように高いところを削りまして、低いところに土を盛りまして、こちらの場内の排水溝及びこちらの境界に設置されてあります排水溝の方にこちらの場内に降りました雨が下になるべく浸透しないように滑らかに土を整形しまして、切土、盛土を整形いたします。一部多機能性覆土としまして、捕捉層、バリア層、こちらは粘性土を用いまして雨水が下に浸透しないように施工を行います。その上に植栽、舗装としまして、上に植栽の芝を、芝の種を蒔いたりするための植栽層を設けます。

施工手順は、整形工と多機能性覆土の施工順序としまして、こちらの流れで作業を進めていきます。除草、仮設備、覆土整形、多機能性覆土、緑化工としまして、このようなサイクルを先ほど色分けしました現場のエリアで繰り返し作業を行っていきます。

まず、現状としまして雑草が繁茂しておりますので、土を整形するのに支障がありますので、除草としまして草刈りを行います。その後、雨水を一時的にためておく釜場の穴を掘りまして、そちらの方にたまった雨水をポンプでこちらの釜場の方に送りまして、今度釜場の方から沈砂池の方へ排水ホースを用いまして水を送ります。そのための仮設備の釜場及びポンプ設

置を行います。その後、覆土の整形工としまして、低いところに土を盛って、高いところを削ってなだらかに整形の方を行っていきます。そのほかに一部多機能性覆土としまして、先ほどご説明しました多機能性覆土を整形します。その後、緑化工としまして、表土が流されたりとか、風で飛んで埃が舞ったりしないように、緑化工としまして種子散布を行っていきます。この際に、盛土の材料としまして搬入土が現場に来る場合がございます。そのほかに捕捉層の材料混合としまして、砂と酸化鉄、反応して硫化鉄になるんですけども、そちらの方と活性炭を混合する場所を設けまして、作業を行っていきます。

施工手順の今度は排水工となります。こちらの方はまず掘削を行います。掘削した際に周辺にガスが飛散したりしないように、現場で測定しながら、それに対応しながら作業を進めていきます。その後、基礎砕石工としまして、砕石を敷きならしまして、その上に基礎コンクリートを打設します。その後、養生期間を置きまして側溝を布設します。その後、発生土を用いまして埋め戻しを行います。

施工手順の東側対策工としまして、東側の法面の部分にただいま遮水シートとしてゴムのシートがあるんですけども、こちらの保護といたしまして不織布を設置しまして、その上にハニカムフレームという蜂の巣状になっている枠を設置しまして、その上に覆土10センチを盛りまして、その上に種子散布を行いまして、表土の流出を防ぎます。

運搬経路は、こちらの現場に搬入及び搬出する資機材のトラック等の運行経路はこちらのようになっております。基本的にどちらも往来するようになりますけれども、TDF様の看板の場所とこちらの橋の方を利用しまして、分散させて、集中してこっちばかり通るとか、そのようなことがないように指導して行っていきたいと思います。その際、安全速度と積載重量とかを守りまして、安全に運行をしていきます。

安全管理は、施工時の安全管理対策としまして、使用する機械は原則として排ガス対策機械及び低騒音の機械を使用しまして、騒音の低減に努めます。場内の車両の走行は時速20キロ以下とします。この際、アイドリングストップ及びむやみな空ぶかし等を避けまして、安全に運行したいと思います。現場出入り口付近の路面が汚れた場合、清掃を実施しまして、環境保全に努めます。車両出入り口付近に意見箱を設置しますので、現場事務所に電話いただくほか、何かありましたらお気軽にご利用ください。

緊急時の対策としまして、台風や大雨が前もってニュース、天気予報などで予想される場合、現場に常駐しまして現場のパトロールを実施し、状況を確認します。その際、必要に応じてシートがけを行いまして、濁水の発生を抑制します。ガス、匂いが発生した場合におきまし

ては、先ほど説明がありました深松組様と同様の対応をとらせていただきます。

工事は周辺の住民の皆様の安全と周辺環境の保全に配慮して行いますが、工事中は何かとご不便をおかけすることとなります。お気づきの点につきましては先ほどの意見箱や電話、直接現場の安全を確認しながらおいでいただいた時にお話を伺いまして、安全に作業を進めていきたいと思えます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちましてNIPP0コーポレーションの工事説明を終了させていただきます。

司会 工事内容のご説明は以上となります。

それでは、皆様方からご質問をいただきたいと思えます。大変申し訳ございませんが、挙手をしていただき、お名前をおっしゃっていただいてからご質問、ご意見をお願いします。マイク係がマイクをお届けいたしますので、お手元に届いてからのご発言にご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いします。

住民3 工事内容はわかりました。しかし、我々住民からすると……。 (「お名前を教えてくださいませんか」の声あり) 私、町会議員をやっております住民3でございます。いつも大変お世話になっております。

問題は、町道の方ですけれども、 さんのところですね、その側溝だけは工事をする。それで、大雨、洪水、あそこが一番なるんですね。道路を何とかしてほしい。道路はやはり宮城県につくってもらわないと困るといのも住民の要望でございます。この道路についての建設はどうか、加茂室長にお尋ねいたします。

それから、今の状況でとにかく大雨、洪水なんかあった時に、この水路で果たして完全にそこを歩けるのかどうか、いずれも水浸しになって歩けないんです。それが完全に防げるのかどうか、それをどう見ていらっしゃるのか、それが2点目です。

それから、我々の要望で、不満ですからね、私らは全面覆土しなさいと言っているんですから。もしこれで不十分であれば追加工事をいたしますと、こういう回答ですね。その追加工事はどういう計画で、どういうふうなやり方をやるのか。今13カ所ということだけれども、それじゃやはりその倍の26カ所に増やすとか、あその竹の内というのはどこを掘っても1,000ppmぐらいのガスが出る場所なんです。水路を掘れば水路から出る、その中間から掘ればものすごく臭い。そういうことで、どこを掘ってもあそこガス出るんですよ。いわゆる毒ガス島と私らは呼んでおります。だから、そういうことではやはり全面覆土が一番いいと私ら踏んでいるんですね。だから、その不十分であればという声をどうやって聞くのか、今言ったように住民の声を。その辺のさわりの部分でいいですから、加茂さんにひとつご質問をいたしたいと思っ

ております。まず最初はその点でございます。

それから、今のあそこの入り口のところの農道と称するところ、それはそこだけをおやりになって、あとはやらないのかどうか、この辺もよろしくお願いします。

加茂室長 それでは、住民3さんからただいま4点のご質問がございました。

まず、第1点目の町道の舗装をしてほしいという要望でございました。今回、私ども環境省の承認を得まして処分場の支障除去対策工事というものをするわけでございます。側溝というのは、処分場において雨水が滞留するというので、その硫化水素ガスの発生の原因となるということから、雨水を速やかに排水する目的で側溝を整備します。したがって、側溝を整備するということは処分場の対策工事として認められた内容でございます。ただ、側溝を整備する時に、当然町道部の舗装も部分的にはいじくるということもありますので、それについては当然十分な工事をします。

住民3 嵩上げやってもらいたい、嵩上げ。

加茂室長 それから、以前も説明したかと思いますが、町道と側溝の高さというのは基本的には合わせて、側溝部分も車が通過できるというような状態にしますので、事実上道路が広がるというようなこととなります。ただ、町道全部を県が舗装し直す、あるいは整備するという点については……、町道の舗装は県がするというのでございます、復旧工事としてですね。

それから次に、冠水しなくなるのかということについては、今回の工事によって町道部分の冠水というのは相当、ほとんどと言っていいくらいしなくなるのではないかとこのように考えております。

それから、第3点目としてガスの対策が不十分だった場合どういう追加工事をするのかということでございますが、現時点では私どもは十分な工事をするつもりでおります。したがって、その不十分というのがどういう状況になるかというのは非常に想定が難しいんですけども、今回私どもで工事をさせていただいて、その後地元の方も入っている評価委員会という委員会の中で処分場の状況の評価をまいります。その結果、支障があるということになれば、その支障の内容に応じて、それは仮定の話ですから、どういった支障が出てくるかというのは、それはなかなか今の時点で明確に言うことはできないんですけども、その支障に応じて必要な工事をすると、ちょっと抽象的な回答でございますけれども、いずれにしても支障のないように必ずやっていくという気持ちでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、4点目、農道について、農道の工事をどうするかということですが、農道の両側の側溝の整備をします。そこを横断する、2カ所の横断管の整備をします。それに伴って農道

の一部を工事するわけですが、それを復旧するというようなことで考えております。

以上4点でございます。

住民3 もう1点だけ、追加質問。忘れていたので追加質問します。この予算は全部で幾らの予算でやるのか。たしか私が見たところでは5億ぐらいついたのでないかと思うんだけど、環境省に交渉に行った時は、何だかんだ言たって15億ぐらいの予算をやりますという、私ら確約もらってきたんですね。だから、多機能性覆土は不十分ながら13カ所しかやらない。もう一つPRB工法というのを県で私たちに押しつけてきたわけだ、私らは別な工法をやりなさいと言っているんだけど。多機能性覆土はやるけども、PRBはこの多機能性覆土さえやれば全体に大丈夫だと、県はお墨つきで保証しますということを書いてんだけど、私ら絶対に信用しません、これは。だから、確かに雨水があそこの処分場内の中に入れば一酸化炭素からいろんなガスが出るようになっていきますから、雨水さえ除いてもらえばそれはいいんだけど、私はこの工事では不十分でないかと思っているんだけど、その辺の見通し、あとはどんどんどんどんいろんな、住民がやはり不十分だということがわかって、工事を進めていくというんですけども、追加工事する場合は、県の財政が逼迫しているなんていうことで、私らごぼらされるような気がするんだけど、年々やはり毎年度予算化できるものなのかどうか、この辺も含めてご答弁をお願いいたします。

加茂室長 お答えいたします。

まず最初に、PRBの話をお答えさせていただきます。今回、私どもが全体計画として工事をするのは、1期工事と2期工事に分けまして、まず1期工事として今回雨水の浸透防止の対策をするわけでございます。その後モニタリングをして、処分場の状況を監視しながら、地下水に汚染が拡大するようであれば、それは2期工事としてPRBの工事をするという全体の計画になっております。

住民3 それは絶対約束するでしょうね。

加茂室長 ええ、そういうことでこれまでもご説明してまいりましたし、そういうことでやらさせていただきます。そのための評価委員会ということでございます。

次に、予算の話でございますが、環境省に起債の特措法の承認をいただくために提出した計画書では平成24年までの計画書になっておりますが、これはPRBというのをいつやるかというのはわからないわけですが、それも含んだ予算として全体の予算が30億ほどでございます。全体で30億です。

住民3 そうですよ、私、半分言ったんですよ。

加茂室長 そのうち、1期工事と2期工事に分けておりますので、平成24年度までの1期工事というのは8億2,000万でございます。2期工事というのがPRBの工事でございますが、17億9,000万、そのほかモニタリングの経費とか事務費もございますので、合わせて30億ほどになります。これは24年度までの事業費でございますので、単年度で見ればまたその内訳というふうになっていくわけでございますが、来年度、平成20年度の予算としては、先日議会でご承認いただきましたが、5億800万円でございます。20年度分でございます。予算はそういうことでございます。

それから次に、もしだめな時に必ず予算化するのかということでございますが、それは前回、知事が出席した時に、必要な対策はやりますとお答えしておりますので、私どもはそのとおりだというふうに思っております。

住民3 今回は30億円をフルに使えるということで私ら信用していいんですか。

加茂室長 それは予算の話でございますので、実際にはその状況状況に応じて必要な設計をしてまいりますので、その時点でいつ幾らの経費がかかるかということについては、それを現時点で申し上げるのはちょっと難しいと思います。

住民3 県の頭一つだよな。

加茂室長 それはその時の判断になるかと思えます。（「終わります」の声あり）

住民1 まとめて最後にとっていたんですが、出たついでだから忘れないうちに言っておきます。

今、室長の答えの中に、地元の委員も入った、地元の住民代表も入った評価委員会がありますので、そちらで検討いたしますというふうな話になりました。ところが、その評価委員会の持っていく方が、これが話にならない。皆さんにお話しいたします。

委員長が臨機応変に評価委員会を開きましょうねということになりました。それが誰であろう宮城県の竹の内対策室の加茂室長が、臨機応変にやりましょうと委員長が言っているのに、そうだと委員がみんな言っているのに、これは去年11月の話、予算の都合で来年5月しか次の委員会は開けませんと言って委員会を閉じてしまった。私は地元の、今もガス抜きに使われているんだけど、地元の住民代表が入った評価委員会、評価委員会、何回も何回もガス抜きに使われているけども、このままだったら評価委員会にとどまっていいいんだろうかというふうに思っております。皆さんのお声を届けるような仕掛けにはなってない。間もなく5月になるんだけど、これは委員長が臨機応変にやりましょうねというのに予算の都合でということで加茂室長が仕切ってしまった。6カ月も開かないよということをしてしまったんです

ね。それが評価委員会の仕事、だから私はとっても地元の住民代表の評価委員などというふうな大きな顔はできない。そのうちやめようというふうに思っているところもございます、それが評価委員会の現状。私を責めないでください、もしまずいことになった場合は。一生懸命言うんだけど、命を縮めて一生懸命言っているけども、予算の都合で5月にしかやらない、もう1回くらいやんな、皆さんの声で何回もやるようにひとつここで言うててください、これは。責任持てません。

加茂室長 ただいまの件についてよろしいでしょうか。住民1さん、よろしいですか。

住民1 言い訳はいいっちゃ、その時言ったんだ、そのとおりで言ったんだ。

加茂室長 言い訳をさせていただきますが。

住民1 だめだって、言い訳は。隣も隣もみんなで言い訳なんだ。

加茂室長 評価委員会の内容については、議事録を公表しておりますので、議事録でご確認いただきたいと思います。予算の都合で評価委員会を開かないということはございません。

住民1 開けばいいじゃないか、だったら。

加茂室長 必要に応じて開くということで、いつ開く予定だと聞かれたので、今の私どもの考え方はこうですというふうに申し上げたわけでございます。

住民1 それで竹の内潰してきたんだぞ、ほいなことばかり言って、あんたたち。

加茂室長 予算の都合で評価委員会が開けないということはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

住民1 だめだって、そいつ、だめ、話になんね。聞かなかったことにする。

司会 後方の方、お願いいたします。

住民4 私、住民4と申します。まず、三、四点ほど質問します。

深松組さんの排水工対策の説明の内容で、町道に冠水した時はポンプで対応しますというふうな報告だったと思いますけども、では、町道はポンプアップするけど、農道の方はポンプアップしないんですか、その辺が一つ聞きたい。

もう一つは、町道を通行止めしますという説明がありました。迂回路があるということなので、そのところは通っていいという了解はもっているんですか。それで、その時の上り口は相当急な勾配だと思うんですけども、その辺の対応はどうするんですかということ。それから、砂利道になっているけども、それはどうするんですかということです。

それから、NIPPOコーポレーションかな、そのところで種子散布とありますが、種子は何の種類を使いますか。結局、メドハギなんていうふうなツタ類とか、そういうのをされたら

ば、後でどうするんですか、責任持ってくれるんですか。その辺は工事を請け負った業者さんがきちっと選定された、把握されたんですかということです。

それから、これは地権者さんが了解されたんですかということ、それは了解とられていますかということ。結局そこに種子散布をするということは、将来的にどうするんですか、どういうふうにしたいがために種子散布をするんですか。その辺は請け負った業者さんが準備段階で精査されたんですか。

それから、深松組さんの方に、排水工の工事をされるようですけども、これの縦・横断計画等を精査されましたか。それで、その対象となる水がどの程度の水深でどういうふうの流れ、柵が7個もつけるのに、それで流れるんですか、対応できますかということ、その辺はきちんとされたと思うんですけども。請け負った業者さんは、当然疑問があれば設計変更の対象になります。その辺は的確にやってもらいたいということです。

それで、もう1点、NIPPOコーポレーションさんに言いますけども、おたくの会社は建設コンサルタントを登録されています。今この多機能覆土なりいろんな覆土の問題で提示されたと思いますけども、あなたは現場を歩かれましたか、見ましたか。その時に、あそこに整形するために重機を入れた、その時、下にとどまっているガスがどこで吹いているかわかるでしょう。その辺をきちっと精査してください。それはおたくの会社の技術さんがいるんだから、そういう方ときちっと一緒に歩いて、きちっと精査して、この13カ所の覆土で大丈夫なんだという確証を持った上で工事をやってもらいたいなど。その辺は工事に入る前の精査だと思います。ということだと思うんですけど、その辺のこと、そういったものが私疑問に思いました。返答をお願いします。

司会 そうしましたら、ただいまのご質問の整理をさせていただきます。

まず、深松組に対してのご質問が3点、一つが、町道冠水に対してはポンプアップを行うが、農道についての冠水対策はどうなっているのかというのが1点、2点目が町道の通行止めに際して迂回路を使用するということに対して了解をとっているかどうか。さらに、急勾配である、砂利道であるということに対してどう考えているかということが2点目。3点目、排水勾配について精査しているかというのが3点目、この三つが深松組に対するご質問。続いて、NIPPOコーポレーションに対するご質問、法面に対する種子の種類は何か。

住民4 法面じゃなくて、種子散布をする時にこういった種類のものがされるのか、種子、草の種類です。

司会 種子の種類は何かというのが1点目、2点目がそれをすることに対して地権者の了解を

とっているかというのが2点目。

住民4 それは県の方からだと思います。NIPPOコーポレーションさんではないと思います。

司会 三つ目、整形時のガス噴出の有無に対する精査はどうなっているか、この3点、深松組から回答をお願いします。

深松組（和久） ご回答申し上げます。

まず、農道側の冠水の件につきましては、現段階では冠水いたしません。河川工事が終了するまでは現段階では冠水しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今、河川工事の方のダツ組さんの方でポンプを設置しておりますので、もし間に合かなければそこにポンプを設置しまして排水を行う計画にはなっておりますので、今の時点では申し訳ございませんが、冠水するとしかないうがなないんです。量にもよるんですけども、ポンプを増設する予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、町道の通行止めに關しての迂回路の件ですけれども、現段階で区長さんの方と連絡をとりまして、こちらの方で整備をさせていただきたいと。急勾配の件は、なるべく車が、乗用車が通れるように計画したいと思っております。

あと、排水工の精査の件に關しましては、大変ご指摘ありがとうございます。不具合な点があれば監督員と協議しまして対応させていただきたいと思ひます。現在、精査しておる途中ですので、不具合な点があればもう一度協議し直しますので、どうもありがとうございます。

これでよろしいですか。

住民4 いや、追加質問ですけれども、町道側のポンプアップはしますけれども、農道側については河川工事をやっているので、しませんということですか。

深松組（和久） いえ違います。今、河川工事の方でポンプが座っているんですね。それで大雨が降ったら汲むようになってはいますけれども、現場の方でもし間に合かない場合はポンプを増設して、なるべく冠水させないような措置をとるということになっております。

住民4 そうすると、間に合かなければ深松組さんでもポンプを増設して汲み上げますということですね。

深松組（和久） 今、NIPPOさんの方と協議中ですので、おおむねあそこの入り口はNIPPOさんの方で使う、私たちも使いますけれども、その辺で協議しながらやっていくことになっておりますので、冠水はまずさせないような努力をさせていただきますので、雨の量にもよりますので、河川工事が終わるまではどうしてもあそこは水がたまるようになってしまふんですね。それでポンプで応援するような形にはなると思ひます。

住民4 強制排水は必ず必要なんですよね。河川工事もやっていることだし、自然流下するような状況ではないんですね、今の状況でね。ただ、そのところで、やはり今ポンプアップしているけども、足りなければ増設するのか、それよりも、工事期間中は何としても対応してもらいたいというのが我々の地元の要望なんです。そのところをしっかりと仮設的にも、結局仮排水というのは当然必要なことをごさいますて、工事をやっていけば、雨が降った時だけが水出るんじゃなくて、自然に仮排水するわけですから、水は出るわけですよ。そうした場合の排水設備というのは当然必要じゃないでしょうか。それは、先ほど農道の方はやりませんみたいな言い方だったと思うんですけども、どうもその辺が曖昧になっていると思うので、そのところを両社において責任ある対応、行動をとってもらいたいと、それがいい施工をするんじゃないでしょうか。

NIPPOコーポレーション（阿部） 農道の排水に関しては、私たちが前もって雨が降る場合とか大雨が降る場合、下流の方のダ イツ組さんと協力しまして連携をとりまして作業はもちろんします。どうしても川の水位と処理場の入り口付近の水位がほとんど同レベルになるとダ イツ組さんの方から伺っているんですけども、どうしてもポンプで水を送っても水の行き場がない状態にもなると伺っております。でも、何もしないということはもちろん私たちもごさいますので、状況の確認とか、ほかのところに水が行ったりしないように土のうを積み重ねるとか、できる限りの対応はさせていただきますので、その辺は下流の工事が終わりました、どんどん本来だったら上に来なくちゃいけないんですけども、流末がまだ終わってないということで、私たちができる範囲も限られてはいるんですけども、できる限り私たちが施工している間は協力させていただきます。

住民4 今の説明は、技術屋さんの説明じゃないですよ、はっきり言って。結局自然に流れないからポンプで汲み上げるんであって、外水が高くなったからしょうがないんじゃないんですよ。外水が高くなるというのは、外水の高さというのは大体わかるわけですから、それ以上のところに吐き出すようにポンプの力を借りるわけですから、だから排水できるんですよ。自然流下じゃないんですよ。そのところよく考えてください。だから、荒川の水位が上がったからしょうがないんだではないんですよ。上がる以上のところで水を汲み上げるためのポンプが必要なんです。そのために止めておくわけですから、それが仮設でしょう。そのところですよ。だから、あなたの説明はおかしいと思う。

司会 引き続き、先ほどのNIPPOに対してあった質問、種子の種類は何かと、整形時のガス噴出の有無の精査について、お願いします。

NIPPOコーポレーション（阿部） お答えします。

現場に種子散布を行う種類に関しましては、芝系の混合種を散布する予定となっております。現地の土質とか気候に合わせた種子の種類を発注者さんと協議しまして、これでいいかどうかということで、それから散布の予定であります。

あと、覆土整形の際の重機の搬入等に関しましては、昨年12月に盛土材として使用する分の土は半分ほど搬入していると思うんですけども、その際の現場の状況の変化とかは伺っておりません。ただ、施工に対して大幅といいますか、中で造成を開始しますので、現場の中が変化する場合、もしガスの検知などがございましたら、その場合はそれ以上にガスの濃度が高くなったりとか飛散しないように対処しまして、工事を一度中断しまして、発注者様と相談しまして、それから工事を進めるようにします。

住民4 まず種子については芝系だということはわかりました。でも、その了解は、県の方ですけども、それは地権者さんに説明はされたんですか、了解はもらってたんですかというのが1点。それから、覆土整形について、重機等が、私が質問したのは、覆土する時に重機搬入するということは当然ですけども、今の現状からして、ガスが下に入っていて、その上に土がかぶさってふわふわというところを歩いてるような状態ですよ。重機がこれから歩くんですよ。結局重しがかかるわけですね。そういった時にガスが噴出する可能性は十分あり得ると思うんですけども、その時にはデータの改ざん等をしないで速やかにやってもらいたい。そして、それがきちっと住民にもわかるようにやってもらった上で、それで多機能の覆土の場所、箇所等が増えるという可能性は十分あるわけですから、そのところは絶対改ざんしないでほしいというのが私の要望です。

司会 そうしましたら、まず県に対してのご質問ということで、種子を吹きつけすることに対して地権者の了解があるかということについて回答いたします。

加茂室長 種子の吹きつけにつきましては、10月19日の会議でもやはり芝系を考えているということでこの場でご説明をいたしました。また、今日もこういった形でご説明をしているところでございます。地権者の方お一人お一人から直接了解をとるということではございませんが、そういった中でご説明をまいりました。

なお、今回私どもが行う工事というのは、若干法的な話になりますが、処分場の維持管理に関して行政代執行という形でさせていただきますので、それはやはり処分場の支障除去のために必要な工事はどうしてもしなければいけないということでございますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

なお、将来におきまして処分場の維持管理が必要なくなった場合には、当然その時点で処分場を廃止して、土地は地権者の方にお返しをするわけですが、その時にはこういった形でやるかということについては改めてその時点でご相談をさせていただくということになるかと思えます。以上でございます。

司会 次のご質問をお願いします。

住民5 それでは、今ちょっと重複するかもしれませんが、住民5です。

ガス及び水質のデータ、つまり測定をしながらやると思うんですが、このデータ関係はとにかく全部、全データをとにかくこれは記録するということは当然だと思うんですが、その辺は徹底してやっていただきたいというふうに思います。

それから、高濃度のガスが発生した場合に、止めると言ったけども、どのように止めるかという問題がありますよね。あるいは出っ放しにしてしばらく待っていて、そして作業をするのかという問題もあるし、その辺のところについて、どのようにして止めるのかというところについて聞いておきたいと思えます。

それから、水について、基準値を超える濃度の汚水が出たという場合は、これは外に流せないということ、これは当然ですよ。したがって、そういうものについては外に流さない。つまり沈砂池が何か知らないけども、そちらの方でしかるべき対策をとるというふうなことになると思うので、そこは十分注意してもらいたい。それから、先ほどのいわゆる冠水の問題、冠水になればそれは皆出るわけだから、この問題とちょっと矛盾するかもしれんけども、その辺をよく考えていただきたいと思えます。

次に、覆土の関係、覆土について整形をすると。整形作業をする、つまりでこぼこをならすんだと。そうすると削る場所と盛土する場所が当然出てくるわけですよ。そうしますと、削った方は、これは産廃物に行き着くかもしれんし、そういう面ではガスも発生するかもしれんね、削ったところは。そのことと、覆土をする、多機能性覆土として覆土する場所と削ったところが必ずしも一致しないですね、これ、部分部分で覆土するというふうになっていますからね。したがって、これもちょっと先ほどの質問にも関連するんだけど、当然切ったところ、切土したところについては、これは覆土をすること、多機能性覆土をすることが当然これは求められると、当然そこはね。したがって、その予定した13カ所以外のところに出てくる覆土せざるを得ないという状況が、これは誰が考えてもわかりますよね。その辺のところについてはぜひこれは注意をしてやってもらわなくちゃいけないというふうなことになるわけですよ。ですから、部分部分というのは、これは極めて何というか、不完全ですね、また必ずしも覆土す

る場所からだけが出てくるわけでない、ガスが出てるわけじゃないんで、その辺のところは極めて不十分な対策じゃないかなというふうな感じはするんだけど、その辺のところまず1点追及しておきたいと思っておりました。

司会 ただいまのご発言は、ご質問が2点、意見が2点と解釈いたしました。まず、ご質問については、高濃度ガスが出た時の対応、止め方についてというのが1点、ご質問の2点目が整形に対して切土をした場合にそれが廃棄物に至るかどうかということで、至る場合について、至った場合については当然のことながら覆土が必要であるということでのご質問、この2点ということです。加えまして、ご意見につきましては、ガスと水質のデータについては必ず記録をすることというご指摘と、意見の2点目としましては基準を超過する水質の対策に注意すること、そのまま放流することのないようにというご指摘ということであります。これに関しましては、NIPPOコーポレーションの方からご質問2点に関して回答をお願いします。

NIPPOコーポレーション（阿部） 私たちが掘削する場所で、深松組さんも同様なんですけども、高濃度のガスが噴出した際にはまず作業を、それ以上悪い方向に行かないように作業を止めまして、修復の安全作業の方、覆土、掘った土は元に戻して、その中に吸着層としまして活性炭を入れまして、回りに、周辺の方々の方にガスが飛散しないようにシートがけを行いまして、その後の対応をどうしたらいいかと、現場の状況の安全確認をしながら発注者様と相談しまして、それから工事の施工の方を検討いたします。

覆土整形に関しましては、もともとの廃棄物層の調査のもとで50センチ以上の覆土が間違いなく確認されるところを削るというふうに設計ではなっておりますので、それに基づいて施工しますが、また現場で測定しておりますので、状況を確認しながら、悪い方向に行くような場合は作業を中断しまして、安全を確保した上で発注者様と相談しまして、安全に施工できるように検討して作業を進めます。

住民6 立てないから座ってお願いします。処分場から400メートルのところに住んでいる住民6と申します。毎日、最近はずかですけども、やはりガスは出ています。匂ってきますよね。

それで、お聞きしたいんですけども、まず深松組さんの側溝の問題だけでも、ちょっとここに側溝の断面出してもらえますか、雨水溝の側溝。これが側溝になるわけですか。雨水の側溝をつくるということと、それから、後で言いますけれども、ここに置いてある覆土の問題は、要するにあの処分場の中に103万立方のごみが入っていると、深いところでは25メートルから30メートルぐらい入っているんだと。しかも、安定5品目がいつの間にか不安定5品目に

なって、管理型みたいなあれになっているわけですから、そのためにガスが出てくるわけですよ。だから、県の方の説明では、処分場の中に雨水が浸透して行って、上がったたり下がったりすると当然ガスが発生するんだと。したがって、その雨水が処分場の中に入らないような設備、いわゆる側溝をつくって全部雨水は向こうへ流すと。したがって、処分場の中に入ってこないということなんでしょうか。そういう工事をやるのかどうかということを知りたいんです。でないと、その側溝の下の方からぐっと処分場の中に水が入っちゃったら、結局、冠水対策にはなるけれども処分場のガス対策にはならないということだと思っただけですよ。その辺、県とどういうあれしてんだかわからないですけど、それが知りたいということと、それから、コーポレーションの方では覆土をするわけですけども、どのぐらいの、何度ぐらいの傾斜つけるのかわからないんですけども、さっきも さんの方から出たように、何回も行ったり来たり重機がすると恐らくあらゆるところからガスが出てくるような可能性もあるわけなんですよね。その覆土をしたらすぐ種子を蒔いちゃって、草でわからなくしてしまうというか、モニターではガスの検査はわかりますけれども、何となくその辺が果たしてうまくいくのかいなと思っただけですけども、大体どのぐらいの傾斜でどちらの方に水を流すのか。

それからもう一つ、深松さんの方で東側の側溝はやらないんですか。あそこの処分場の今ある側溝はそのまま使うんですか。（「土側溝の方ですか、処理場の入り口の方ですか」の声あり）違う違う、ずっと。（「農道側の入り口の方の水路は延長しないのかということ。」の声あり）今、側溝つけてるでしょう、東側、一番ガスが出る場所なんですけども、あの側溝はそのまま使うというわけですか。処分場の境界、そのまま使っちゃう、そうすると雨水対策にはならないと思っただけですよ、これ。本当、漫画ですよ、これは。あそこどんどん入ってくるから。だって、見てみなさいよ、どんどんどんどん下がってますから。あの下、廃棄物が入ってたから。そういう状態があるということなんですよね。ですから、果たしてその辺の工事もきちっとするのかどうかというようなこと、私、非常に心配してる場所なんです。結局、処分場の中の滞留水が上がったり下がったりしていれば必ずガスが出ますからね。それを防ぐための側溝なんだけども、そういうことが何か東側の方をやらないととなると問題があるんじゃないか、その辺ちょっと知りたいということなんです。

それから、種子を蒔くというのは、ある程度一定期間、時間を置いてから様子を見ながら蒔くということなのか、もう固めちゃったらすぐばっと蒔いちゃうんですか。少し置いておいて様子を見た方がいいんじゃないかなと思っただけですけどもね。以上です。

司会 ただいまのご質問を整理させていただきます。

まず、NIPPOコーポレーションに対して、覆土を実施する場合、その勾配はどのくらいかというのが1点目、2点目が種子を蒔くという、そのタイミングはどのように考えているかという2点目、この二つがNIPPOコーポレーションに対するご質問であります。

深松組に対するご質問としましては、側溝の水が処分場の中に流れ込まないのかということでのご質問が1点、もう1点ありました東側の側溝に対する対策はということについては県の方からの回答をお願いしたいと思います。

それではまずNIPPOコーポレーションからお願いします。

NIPPOコーポレーション（阿部） お答えします。

覆土の整形に関しましては、1%から3%の勾配で整形する予定です。境界際に関しましては、どうしても擦りつけという形になりますので、若干の勾配がついているところがございしますが、全体的になだらかに整形する予定となっております。

あと、種子散布のタイミングに関しましては、覆土整形した後に表面の土が飛んだりしないように、すぐに基本的に転圧を十分した後に種子散布を即時に行いまして、それで維持管理を行っていきます。

司会 続きまして、深松組からお願いします。

深松組（和久） 先ほどの側溝の方に水が入らないというご説明をさせていただきます。設計で、側溝の目地、側溝と側溝をつなぎまして、中目地になるような側溝を今回つくります。その中目地、後ろ側は道路側と処分場側は平らになる設計になっています。内側が目地材が入っているんですけども、そこにシール材でコーティングしまして、外側から水が入らないような設計になっております。（「浸透してこないということですか」の声あり）浸透して側溝の中には外側から水が入らないような設計で施工いたしますので、ご安心していただいてよろしいかと思えます。

住民6 今でも滞留水がものすごい上下してるんですよね。だから、それが今度なくなるのかなと、平らになるから。処分場の中の水が今は上がったたり下がったりしてるんですけども、雨水が入らなければ一定の水位ですっといくということですか。

司会 そのあたりも含めまして県から回答をお願いします。

加茂室長 ただいまのご質問でございますが、いま一度今回の工事の目的というか、趣旨をご説明させていただきますが、現在、処分場がでこぼこになっていまして、そこに雨が降ると水がたまると。たまった水はなかなか排水されないの、どんどん地下に浸透していくと。その結果、地下水の水位が上がったり下がったり変動が大きいということでございますので、そう

いったことを防ぐために、まず処分場の中を平らにして、できるだけ水がたまらないようにする。それから、降った水が速やかに排水されて、側溝に流れて排水されていくということで、できるだけ地下に浸透する、雨水が浸透するのを抑制するというのが目的でございます。したがって、ただいまご説明したように、平らにすることによって水の浸透というのは抑制されますし、その結果、地下水位の変動というのは小さくなると。全く雨が浸透しないということではありません。あくまでも滞留してそのまま浸透していくのをできるだけ防ぐというのが目的でございます。

それから、次に東側の側溝について、整備しないのかということでございますが、側溝の目的というのはあくまでも処分場に降った水が、表面水が側溝を通じて外へ流れていくというような側溝の機能でございますので、東側の側溝については現在そういった機能を果たしているということで、そこは手をつけないこととなります。以上でございます。

住民6 そうすると、どうしても入ってくるわけだから、出ていく水を何とか濾過しなくちゃならないからPRB工法はやらなくちゃだめだと、今グレーゾーンになっていますけどもね、そういうことでいいのかな、そういう受けとめ方で。

加茂室長 雨水の浸透がゼロということではございませんので、そういう意味ではある程度の雨水が浸透するということはあると思います。その結果、浸透した水が地下水として移動してくることが考えられます。そのために、モニタリングをして地下水が汚染されていないかどうかということを確認して、もし処分場の中の水が汚染された状態で処分場の外に出てくるということであれば、その時点でPRBをしますということはこれまでご説明をしてきたわけでございます。

司会 ほかにご意見、ご質問ある方、まだほかにご発言されてない方でいらっしゃれば。

住民1 ご協力感謝いたします。これで2人、3人だけが騒いでいるんでないというお話になると思います。

それで、評価委員会の話では先ほどうまく室長が逃げたけども、実は我々そう思ってしまっただというところが問題なの。問題はそこなんですよ、そういうふうに思った。加茂室長はちゃんと知らんぷりして、事務局を務めてるふりして評価委員会を仕切ってんだって私は何回も言いました。そういうふうに思わせているというのはあなたの人徳のだめなところなんだな。ほいつはもうやめてほしい。あのね、まじめにやってよ、いいかげんに、本当に。

それから、入り口の冠水の話が出ました。今の土側溝の水位というのはいつもの50センチ上がりだよ。ちょっと雨降ったら、いつもはあんなに上がってないんだよ。そのところは宮

城県も知らないし、あなた方も知らない。いつもそこはびたびたで水が流れてるのが今までの状態だったの。今、上がってるから、ちょっと雨降ったらだめになるんでないかとみんな心配するのは当たり前、これは。ほいなのは地元で聞かないと、隣の加茂室長に聞いたって、これは埒が明かない。

それから、一つだけ、本当は事故起きればいいと思ってます。ごみ層まで削ってしまって、ガスがぼっと出てきて、それでNIPPOコーポレーションと深松組の作業員が死ぬのではなくて、そこで県の職員が死ぬのが一番いいんですが、そうすると一挙解決になります。県の職員だけでなく、村田の職員も死んでもらわなきゃね、それを狙っているんだけども。

実は、処分場の黒い土、下の方から出てくると思うんだけど、黒くなった土ね、これは非常に、宮城県にはちゃんと言ったんだけども、うまく逃げたんだけども、実はミツカン酢をかけただけで2,000ppmとかの硫化水素を出します。だから、弁当に持ってきたミツカン酢をその辺にぱっとまいたら、それでばばぱっと出てきますよ。それで、県がどういうふうに説明したかわからないけども、500ppmとか300ppmでも障害が起きます。それで低いところにたまります。そういうのは我々に聞いてください。県は言わないと思う。本当に下から採った黒い土、これに硫酸とか希硫酸なんかかけたらぶわっと出ますよ、これは。酸性土で出ないからいいじゃないかというふうに言い逃れはしましたけども、実は出ますので、お弁当にミツカン酢をかけてきたのをぱっと投げたりしたらば、これはやばいです。それから、車のバッテリーをひっくり返したなんていうのもやばいというか、危険です。皆さんは死んでほしくない。なるべくなら村田町の職員と県の職員が事故を起こしてほしいというふうに願っております。それが一つ。

それから、これは非常に重大なことで、この中で技術者の方がいたら、ああそうか、やばいんだなと思われるかもしれませんが。先ほどから種子を蒔きますというふうな言い方をされてきました。どういうのを蒔くの、花咲いて、そいつで花粉症が出てきた、ガスは出なくなったけど、花粉症出んだよなというような話になりかねない。これはだから下手なことで決めてもらっては困る。皆さんが決めるんじゃないで、これは宮城県に何植えればいいのかというふうなのをちゃんと言ってください、これは、俺はおっかなくて植えらんねぞと。それで、何を植えるかによって排水も違ってくると思う。違うっちゃ、これは。ごみ層の中に水を入れないということが、整形であり、覆土であり、種子を植えるということの目的だとすれば、排水が一番いいのは何なんだというのは、皆さんではなくて、県はみんな考えてけるなんて言うかもしれないけども、これは県が責任を持って決めるべきことなんだよね、地権者と相談してさ。だから、その辺で我々こいつ選んだんだけど失敗でしたということにはならないようにきちっと

やってほしいということが一つあります。

それから、ここからが本番、多機能性覆土の説明があった。出してください。一番下のここがバリア層です。バリア層というような、バリアじゃないな、捕捉層が1、2、3とある。それで、バリア層というのが、土が20センチ、これは不浸透、不透水の土をします。不透水の土だよ。その上に植栽をしますということなんだけど、9%や、そこらの多機能性覆土のところだけバリア層を使うんですか。ほかは使わないんだよな。あそこに運んである、あの土で整形すんだよね。あの土が不透水性なのかということなの。これは技術者でなくてもわかると思う。多機能性覆土のところだけ9%ばかりバリア層を使うの。ほかはあの土を使うのか。あれは不透水性なのか。ここのところ検討したことあるのかな。それを評価するのが評価委員会ではないのか、加茂室長。ここのところはまじめにやって、こんなこと言わんねように。9%だけ不透水の覆土をして、ほかは構わないのかということよ。だめだよ、これは。認めるわけにいかない、こんなこと。あの運んである、あの土が不透水の土なのかということ。だめだって、言い逃れは許さない。

司会 ただいまのご質問を整理させていただきます。

住民1 ちょっと待って。入り口の冠水はそうですね。今、上がって、50センチも上がっているから心配なんだよということが一つね。これは皆さんに、ご存じない方にお話をしたと。

それから、県からいろんなことをお話聞いているかもしれないけども、今までの話聞いてたらば、県は何も知らないんだなと業者の皆さんはお考えになったと思う。全くそのとおり、何も知りません。知らないんだ、残念ながら。知ろうとしねんだ。2人だけ騒いでると言ってんだから。それで、町も残念ながら知らない。我々は皆さんと一緒に現場に入って、ここのところはどうなってんの、こっちどうなってんのというふうな相談にも乗りたいと思っています。だから、仲よくしたいと思ってる。最初に脅かしてしまって、皆さん名前聞いて、変なやつが入ってくるから、そいつはボイコットしなさいなんて言うんじゃないかと、仲よくしたいと思う。我々も中のことは非常に知りたいし、皆さんから教えてほしいこともあるし、皆さんにお伝えしたいこともある、県を飛び越えてね。そんなことを言うと県がやきもち焼いて何だかんだ言うだろうけども、そういうふうに言ったらば教えてくださいよ、みんな。そういうことを一つだけお願いしておきます。それで仲よくやっていきたいと、情報を共有しながらね。

ただ、ガスのおっかなさとかなんとかというのは言ってなかったと思う、きっと。非常に低いところにたまります。だから、工事していて穴あけた。ガスがちょっと出てきた。実は山でも硫化水素は出ます。親子の登山者で、歩いていて子供がだめになったという例がある。子供

は空気を吸う時、低いところで吸うので、何でだめになったのかといったらば、高濃度を吸っちゃった、親は平気で行ったとか。靴ひもを直そうとしたらそのままだめになったというふうな話もあります。冗談でないんだよ、こいつは。県はそんなこと言わねすべ。そういうことなの、怖いですよ、これは。日本で亡くなったというのは五、六人はいるんだからね。毎年五、六人はいるの。温泉街でそうだったよとか、近頃だと安達太良の沼ノ平でそういうふうになりましたというふうな話もあるので、低いところは特に危険、危ないと。それは宮城県が本当は皆さんにお伝えすべきことだろうけども、これは言わないし、知らないだろうから、私からお伝えいたします。

言え、バリア層、あのままではとても許せないということです。あの土が不透水なのか。透水係数を見たことあるのか。

それから、何回も言うけれども、植生するのに植生の材料も水をはじく材料ということになるので、これは下手なことはやらんねよ。下手なことをやってもらっては困る。植物の先生をちゃんと入れて、宮城県挙げて何いいんだというふうな話にしていかなきゃだめ。それから、それは地権者にも関係あることだからね。だから、みんなの知恵を合わせてやっていかなければならないだろうというふうに思います。

不透水というか、そのところは、これは工事の根幹にかかわることだから、きっちりとやって。今持ってきている土の透水係数が何ぼなのかというのは、これは専門家にやってもらわなきゃだめだっちゃ。そういうことです。

司会 ただいまのご発言、設計に関するご質問ということで1点、バリア層、多機能性の施工箇所以外の部分のバリア層に関する土質、透水性に関するご質問が1点であります。それ以外にご提言という形で、出入り口の土側溝の水位、ガスの噴出、現在の土中の黒い土に関する性状の説明、種子の選定については県と十分に協議するようというふうな形でのご提言については、業者の方にご説明をいただいたということで理解をしております。

初めの設計に関するご質問ということで、バリア層の土質について回答をお願いします。

加茂室長 現在運び込んでいる発生土、あの土についてはバリア層ではなくて植栽層に主に使うという予定でございます。バリア層に使う土については、ある程度試験をして、試験というか、チェックをして、ある程度粘性の高い土、ですから雨水ができるだけしみ込みにくい土、そういったものを使うという考えでおります。あくまでも今運んでいる土は植栽層に使いたいと考えております。以上でございます。

住民1 もう一つ、透水性をきちっと測ったやつを持ってきて、それは2段にすんのね、2段

にするということね。

加茂室長 粘性の高い土というのは、現在現場にある土を主に使いたいと考えております。

住民1 現場に粘性の高い土あるのかよ。

加茂室長 土木の担当の方から説明をさせます。

熊谷技術主幹 過去にデータをとってしまして、粘性の高い土を使う予定にしています。

住民1 それは評価委員会の土質の先生に相談したの、これでどうでしょうかというような話を聞いたわけ。

熊谷技術主幹 それは聞いておりません。

住民1 あなたが独断でやったわけだ。

熊谷技術主幹 いや、コンサルと相談して。

住民1 コンサルがいいと言ったと言うけど、コンサルは担当してないんだもん、今回。きちりとした数字出さなきゃだめだっちゃん、そいつ。だめよ、そういうのは。でなかったら評価委員会にかけて、これでいいでしょうかと委員の人たちに聞いたらいいさ。そいつが評価委員会の仕事だよ。いいって言ったのか。

加茂室長 土のデータについてはございますので、それをもとに土を選んでまいると。現在の業者さんたちはそれを工事する業者さんですので、設計の段階でどの土を使うかということを決めたということでございます。

住民1 だから、宮城県が設計したからクエスチョンマークなんでしょうという話。先生たちに聞いたらいいさ、土質の先生ちゃんといえるんだもの、透水係数何ぼと測ってもらったらいいさ。その話も今初めて聞いたんだぞ、2層にするというのも。ちゃんと図で表すような形になかったら納得できないよ。内部でちゃんとその辺までやってきたらいいさ、こんなところでごちゃごちゃ、何やってんの、あんたたち。そいつでまんま食ってんだからな、まじめにやってよ。

加茂室長 申し訳ございません。土の選定については、現在の評価委員会ではなくて、その前の基本設計をする時の委員会で、学者さん、先生方の意見を聞いて判断しております。

住民1 地元の住民を呼ばないでやったやつな、内緒でやったやつ、2回だか1回だか知らないけども。そういうことばかりやってるんだ、あんたたちはな。そんなこと聞いたことないぞ、俺、大体委員で出てるけども。もう一回やり直しだっちゃん、設計、基本設計。

司会 後ろの方お願いします。

住民4 先ほど質問しました住民4と申します。

今のバリア層の粘性土の話出て、粘性土が現場にあるんですか。それが調査されてるというふうな話だったんですけども。

加茂室長 よろしいですか。それで、過去に調査したデータがございますので、それをお見せするのが一番ご理解いただけるかと思いますが、いかがでしょうか。（「理解できません」の声あり）

住民4 それで、もう少し質問させてください。

NIPPOコーポレーションにお願いしたいんです。バリア層に使う粘性土は何立米欲しいんですかということね。それは、結局それを使う時に土質調査をきちっとしてから。それで、例えばストックされた粘性土が、新たに何年前にストックされたのか知らんけど、それを持ってきたとしたって土質の粒子が変わります。その辺の土質調査もきちっとしていただきたいと思います。

司会 ただいまのご質問につきましては、バリア層で使用する土量はどのぐらいかというのが1点、もう一つはその土に対して調査をしてほしいということが2点目。

住民1 補足で。多機能性覆土のところのバリア層はこれだよという土があるわけよ、実際にね。そいつを全体にやるのが当たり前なんだよね、そいつは。現場から何とか都合つけますみたいな、そういうふうなのではなくて、多機能性覆土のところが一番上にバリア層を入れるんだから、その土を全体にやんなかったら意味がないんでないかいという言い方、これは当たり前のことだよ、こんなの。ちょっと考えてみたら当たり前のことだ。そこでやらないで、帰ってからやったらいいっちゃ、明日から、こら、君たち。ほいづ当たり前だぞ。多機能性覆土だけ普通の土でやります、ほかは現場から何とか都合つけますって、ほいなばかな話ないんだでば、どこに。

加茂室長 ただいま粘性土について疑問あるご質問いただいておりますので、その辺については今日データを持ってきておりませんので、具体的に私の方が検査したデータをお見せして、それでご判断をいただけるかと思えます。今日は……。

住民1 だから、わかった。もう別な言い方……、御免なさい、すいません。だから、多機能性覆土のところのバリア層は現場から採った土でできるということだべ、そいつは。そのことを考えているのか。

加茂室長 そのとおりでございます。

住民1 現場からの土を使うということ、それはやはりきっちりと先生たちに相談した方がいい。ほいな話は聞いたことないんだもの、これは、だめ。

加茂室長 そういったことについてはこれまでもそういった予定でまいりましたし、県としては十分……。

住民1 勝手にそういうふうに言ってんじゃないか。

加茂室長 バリア層の土は十分機能すると考えております。それをご説明するにはデータを持ってきておりませんので、後で数字でご説明をさせていただきたいと思います。

住民1 わかった。それじゃ多機能性覆土もバリアも現場の土を使うということね。そのつもりだったんだ、今までな。

加茂室長 そのとおりでございます。

住民1 そうしたら、1平米28万かかると言ったっけか。下の2層だけで28万円かかんのか、1平米。

加茂室長 全体で、以前申し上げたのは全体で平米4万ということで申し上げた記憶がございます。

住民1 4万だっけか、そうすると下の2層が2万・2万、そんなにかかるとか。まあいいけど、納得しない。そいつはだめだ。そいつは言い逃れだ、あなた方の。今度の評価委員会でそのことがっちり言うからな。

住民2 一町民の住民2 といいます。

今の問題も、例えば10月19日、それから7月19日の説明会の時にも、多機能性覆土で本当に大丈夫かという質問いっぱいあったと思うんですよ。その時いろいろ実験してきたんだというふうに三部部長は話してたの。具体的にどういう実験したんだと、データなかったんですよ。その後、私は対策室と何回かファクスのやりとりをして、そしてこういうデータだと。多分三、四回やりとりをしていると思うんです。だから、説明会やる時にそのデータというのはきちっと前もって用意して、こういうものですよといつでも持ってないといけないと思うんですよ。何かここに座っている町会議員の方、こんな分厚い書類を持っているんだけど、いつでも対策室は分厚い書類持って、すぐぱっとデータはこうだと出せるようにしないとけない。だから、多機能性覆土の効能といった時に、実験はどこでやったんだと言ったら、屋内でやったと言っているんですよ。だから、私は10月19日の時に言ったの、外でやったのはないのか。本当ならば10月19日とか7月19日にそのデータを出さなくちゃいけない。その評価委員会云々というのは私はよくわからないけど、そういうところできちっと見てもらって、大丈夫ですよと、そういうデータを出さなくちゃいけない。だから説明会になってないんですよ、そこね。これからは注意してください。今までも「守る会」代表の方がこうやってかっかっかっかして何回も言

っているんだけど、なかなか伝わらないみたいだから。

それから、工事関係者の方は、本当に危険な仕事だと思うので本当に気をつけて、何と言ったらいいか、事故起こらないように、犠牲者出ないようにやってください。1メートルそこそこなんですよ。私は現場のことはよくわからない。ところが、住民6さんのようにずっとデータとって、体壊しながらやってた方は、この辺は50センチしかないとか、この辺は1メートルだとか、よくご存じ、20何メートル、さっき話あったでしょう。あの100ppmを超える13カ所というのは深さたかだか1メートルそこらなんですよ。それ私、対策室と、どのくらいの深さだと言ったらすぐ答えられなかった。それでデータくれと言って、13カ所のここは1てん何メートルと出てきた。その1メートルそこそこのところで数百ppmですよ。数百ppmといったら人命にかかわるんですよ。大変ですよ。そうでしょう。100ppmだって大変なことなの。その100ppmという根拠だって、私は対策室と何回かやったけど、科学的根拠なんかないですよ。村井知事は科学的に実証されたと何回も言ってたけども、そんなあれはないですよ、一つの目安です。だから、私は多分予算の関係で100ppmにするとこれくらいの範囲で多分おさまるだろうと、そういうところから出てきた数字だと私は予想しています、恐らく。だから、1メートルそこそこ。だから、事務局長がおっしゃってましたけども、1メートルそこそこというのは覆土と廃棄物の境目のところで調査してるわけですよ。それは廃棄物の中に50センチ、1メートルと入っていったら数値はわからないですよ。何せ2万8,000ppmとって全国にその名を轟かせたわけだから、村田町は、竹の内産廃は、でしょう。廃棄物と覆土の土の境目で調査した。廃棄物の中に1メートル、2メートル、あるいは25メートルとおっしゃったけど、深く入っていくとどうなるかわからない。そこを削ったり何だりするんだというんだから、事故起こったら私は大変なことになると思う。そんな意味では本当、工事関係者の方は事故など起こらないように、私祈ってますから。

私が質問したいのは、さっき住民3の方から質問があって、関連したことです。多機能性覆土が13カ所だと、何か支障があった場合どうするんだというような話だった。そうしたら対策室長は、支障があった場合というふうなのは具体的に言えない、どうしても抽象的になる、一般論になると言って、まず支障があったらちゃんとしますというふうな話だった。村井知事もそうでした。余り具体的な話が何も無いんだね。13カ所、13カ所と言うけれども、平成16年の時に100ppmを超えた場所が5カ所あったんです。平成16年の時に5カ所あった、100ppmを超えたのが。それが平成19年度に調査したら100ppmを超えた箇所は8カ所あったんです。全く別なところですよ。平成16年の時はこっちが5カ所、平成19年はこっちに8カ所です。それで村井

知事は収まったと言っているわけ。県は収まったと言ってるわけ。私の一般常識からすれば、収まったと断言はできない。だって違うところから出てるんだから。そうしたら、これから3年後あるいは1年、毎年検査していったらば、その100ppmを超える場所というのはもっと新たな場所から出るんじゃないかというのが一般常識じゃない。それこそ安全安心、町民、県民の命を守るというなら、違いますか。そうでしょう。毎年調査してください。100ppm超えるところを覆土してください。50から100ppmのところは覆土したっていいんですよ。多分予算の関係で100ppmなんでしょう。

そして、県はごり押ししたんです。議事録にちゃんと出てるんです。地域の要望を考慮したんじゃない、ごり押しした。さっき代表の方は、町長、副町長を県知事が丸め込んだと言ったけど、そうじゃないの。脅かしたんです。ここに議事録ありますよ。いいですか、48ページ、「いや」これは村井知事です 「だから、町長が受け取らないと言え、県はやりませんからね。一切やりません。やらなくてもいいということですか。代表、評価委員もされないということなんですね」と、こう言ってんだから。そうしたら代表が「間違いだから、ちゃんとしなさい」と。村井知事はまたこう言ってますよ、「いや、そうならばもう一回全部リセットで、全部やり直しということですよ」と、脅かしてんですよ。脅かしてる。そして、我々町民が町長さんに、何とか我々の代表として県知事と闘ってくれ、そう言った。その時はどういうふうに言っているか。県知事はこう言ってるんです。「これは県の事業ですから、町長にいくら言ったところで、いくら言ったところで」2回ちゃんと出てますよ 「町長はどうしようもないじゃないですか」と言ってるんです。「きちっと納得しなければだめでしょう」

住民3、これは私の発言だったと思います。そうしたら知事がこう言うんです、「これは県の事業ですから、町長にそんなこと言ったって、別な機会で言ったところで町長は答えようがないですよ」と、こう言ってんですよ。マスコミ関係の方、このところをよく報道してください。いいですか。県はごり押しなんです。脅かしたんです、町民、町長を。そこが真実ですから。河北新報、特にお願いします、大河原支局。

さっきの毎年ちゃんと調査して、100ppmを超えるところがないかどうか、この13カ所の根拠は100ppmを超えるところと言っているわけだから、毎年ちゃんと調査をして、100ppmを超えたかどうか具体的にはっきりします。簡単なことです。よろしくお願いします。

加茂室長 ただいまのご質問と先ほどの住民1さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、覆土とバリア層の話でございますが、バリア層については、もう一度確認いたしますが、現地の土を用いる予定にしております。その土に関しては。

住民1 勝手にしろ、いい、わかった。

加茂室長 確認調査をしておりますので、そのデータについてはお示しをさせていただきたいと考えております。

住民1 だめだって、あんた、そんな話、初めて聞いたんだぞ、ここで。評価委員だよ、私は。そんな話なんかどこでも聞いたことないって。金ないからそういうふうにしたいんだべ。8%、9%多機能性覆土やって、挙げ句の果てにバリア層は現地の土使うなんていうのは、今ここで初めて聞いたんだよ、そいつは。

加茂室長 バリア層については、雨の通しにくい、一般の土よりも雨を通しにくい土を使いますので。

住民1 あのな、同じことがこの前もあった。ボーリングしたら10センチや15センチしか覆土ないところがいっぱい出てきた。それで、そのこのところに何やこれで50センチ以上1メートル覆土するの当たり前でないかと言ったら、現場の黒い土、データを持ってきて、上へかけた。それで、その前に学者の先生たちは現場の土なんかで覆土すんなよってちゃんと報告書に書いてあんだよ。金使わないこと、金使わないこと、金使わないことしか考えてないんだ、あんたたちは。現場に住んでて、これからここで子供を育てて、孫を育てて、農家としてやっていこうとしている人たちのことなんか考えてない、これは。あんた農家に来たらいいんでないか、竹の内に。生まれんのか、ここに。だめよ。助けてけろ。俺みんなに相談受けたら、今度、やっぱりそこ住まんねよという言い方するぞ、本当に。村田町もそうだ。にやにやと笑ってで、住民のための村田町でない、今。宮城県なんかいい方がいい。あんたたち、そこ避ける、俺やっから、現場で、指揮してちゃんと。逃げつつりばりして。こんなに怒らせて、住民6なんか間もなく死ぬんだぞ、あれ。あんた線香立てに来るか。皆してネクタイ締めて、それで人のこといじめて。おだだねでさ。みんな不満だよ、ここに。その気持ちどこにあんの。黙って帰った方がいいんだわ。おだだねで、みんな逃げつつりだからな、言ってることが。俺こんなことで怒って、あと10日間だめになんだよ。あんなやろっこめらさ、何でこんな発破かけられて。おだってるんでねえって、いつまでも考えて。町もそうだ、この。へらへらって、人のことだと思って。何も言うな。大体そこに座ってんのがいけないんだ、あんたたち。こっちに座って、ご迷惑かけておりますと言わねげないの、本当はな。本当はそうさぞ、ご迷惑かけておりますと。誰のおかげでこんなことになってんだ。おだってるんでねえぞ、本当にいつまでも。加害者が、そっちに行って、一番末席に座って、御免なさいって頭下げるのが当たり前だ。一番奥さひょんと座って、言い逃ればっかりして、へらへらって、この。大人をばかにするな。あんた

たちより皆年上でないか、ここにいるの。現場で泣いてんだよ、みんな、おらいの孫なじょに
なんだべって。

加茂室長 それでは、住民2さんのさっきのご質問にお答えしたいと思うんですが、よろしい
でしょうか。

住民2 一言だけ言わせてください。村井知事が村田町に来て、そしてきちっと謝罪してくだ
さい。議事録にさっきみたいなのが全部残ってんですよ。こんなみっともない知事いないと思
いますよ。だからきちっと謝罪してください。そうしたら、代表いなくなっちゃったけど、お
さまるでしょう。それ、私の知り合いの1人が「飯粒と屁理屈はどこにでもくつつく」とよく
言うけれど、そんな屁理屈ばかり言ったんではだめなんです。彼は和尚なんだけど、まだ人
間ができてないからああやってかっかするんだね。一般町民は、もううんざりして、来ない
の、ここ。何で私がここに来てしゃべっているか、私は物好き、変わり者だから。命と財産、
まず第一に守るのが町、県の仕事ですよ。それが守れなかったら、時代が時代ならそこで腹切
って詫びなくちゃいけないようになる。だから、よく村井知事に言ってください。村田町に来
て、村田町民にちゃんと謝罪しなさい。村田の町会議員の方も目覚めましたよ。今までなんか
2人、3人だったのに、今日この辺いっぱいごそっといるから。村田は怒ってますよ。そのう
ちバス繰り出して県庁に行くかもしれない。そんなんなったら大変でしょう。大河原支局にし
たって、そうになったら心を改めて、ぼんぼん気使うかもしれない。そんなみっともないことや
って、いいことは何もないんですよ。村井知事によくよく言ってください。終わり。

加茂室長 それでは、先ほどのご質問にお答えいたします。

まずもう一度確認しますが、バリア層については後ほど必要なデータをお示しさせていただ
きます。県としては十分な内容だと思っております。

それから、次に多機能性覆土のガスの調査でございますが、これは評価委員会の方でご議論
いただきまして、評価委員会の方からこれまで平成16年と19年と3年置いてやってきたわけで
ございまして、これを今度平成22年度に実施するよというふうに評価委員会の方から答申
を受けています。それに基づいて私どももモニタリング計画をつくって22年度に実施をするこ
ととしております。以上でございます。

司会 それでは……。 (「一つだけ」の声あり) 最後のご質問でお願いいたします。

住民3 問題は、処分場の入り口の冠水なんです。今、コーポレーションさんや、あるいは深
松さんの方で工事中はとにかく排水のポンプをしつけますから大丈夫なんですね。それは信じ
ます、私も。しかしながら、この工事が終わった時点、あそこにまた水たまるんでないか。

「たまる」という表現は当たらないですよ、電信柱の一番上まで埋まるんですから。見たことありますか。トラックだって皆ずぶっとささるんですよ。何メートルも上がるんです。それが、やはり水路がうまくないということもあるんだけど、私らはやはり廃棄物処分場のおかげでああいうふうになるんだと思っているんです。なぜかという、この農道沿いの水路をそのままにして、入り口だけ整備したって、やはり私は冠水になると思うんですよ。問題は入り口と並行してずっと廃棄物処分場から行ってる水路があるんです、土側溝ですけど。その土側溝が、今、堰をつくっているから、河川整備をしているから、それと並行して流れがよくなるんだ、ほとんどあそこは冠水しないだろうという見解なんだけど、私らは何ぼでも信用できない。だから、問題はあの農道の水路を大きな水路つくってもらって、あと真っすぐ行ってる水路も整備してもらわない限りは、いつでもあそこは、大雨程度ではあれだけでも、台風なんか来た場合は冠水するだろうと思うんです、おどけでない冠水ですから。それを県では、いやほいつは村田町のことだから、村田町でやってもらわないと困るんだと、私らはあくまでも処分場だけのことだからと言うんだけど、処分場が原因で冠水するんだと私は思うんです。だから当然、予算が30億もあるわけだから、それを駆使して真っすぐの水路をやはりU字溝でつくってもらいたいし、農道の水路もやはりU字溝でつくってもらわなければ、私はやはりあそこは冠水いつでもするだろうと思ってんです。これを絶対に冠水しないという保証は、加茂室長、あるんですか。それをまずお伺いして、今後の対策も検討していただきたいというふうと思うんですけども、いかがでしょうか。非常にこれが一番の村民のあそこの部落の悩みなんです。そういうことでひとつお願いします。

それから、いろいろうちの住民1さんも非常に仏の道に長けてはいるんだけど、かっかと来るんですね。しかし、人間ができてないなんてことあったけど、そんなことないです。立派な人なんです。（「立派な人です」の声あり）評価委員会でも、私、議事録を見させてもらった限りは、こういうかっかししないで、いい発言をしていますから。やはりなんやかんや言っても、彼がかっかと来るのは、何回も私ら言って、例えば30ぐらい言うと一つしかやってもらえなかったからこうなったんです。

あそこの処分場というのは、前から私ら現場を検証していますから、30メートルぐらい掘ってるんですからね。いいですか。県は最初に何と言ったか。50センチを覆土して、4メートル50埋めるんですと。だから全部で5メートルです。5・7・35で7ヘクタールですから、35万立方メートルでございますと、こう言ってたんですよ。冗談でないと、30メートル掛けてみると、210万トンも埋まってんでないか。けども信用しない。何回も言って、ポーリングし

たり何だりしたら103万トンがあったということでしょう。私らそれも信じませんよ。どこを掘っても今ガス出るんですから、どこを掘ってもガス出るのに13カ所だけの覆土では、とてもじゃないけども我慢できないというのが住民の切なる願いなんです、全面覆土してくれ。一応このままにしたらうまくないからと言われれば、このままにしたらうまくないと言われれば、私らも、しょうがないな、じゃ工事やってもらうかということぐらいで、おらいの住民1さんが怒るのは、何だと、全面覆土でない、こんなことして、いいかげんなことばりしやがると、こういうふうになるのは当たり前、私思うんです。だから、やはり30億もあるからといたって、なかなかそうは国がおろしてよこさないんだべけども、回りの水路だけは少なくともU字溝でつくってもらえないものなのかどうか。大した予算はかからないと思うんですけども。あと道路も嵩上げしないとうまくないんでないかなと、入り口あたりのね。ちょうどあの処分場の入り口が一番冠水するんですから、電信柱の上までやるんですから、あの線しか見えないんですよ。そういうものも県で何とかおやりになっていただきたいなと切なる願いがあるんですけども、加茂室長のひとつご答弁を、優しいご答弁を、配慮したご答弁をお願いします。

司会 そうしましたら、そろそろ時間も来ておりますので、今の住民3さんのご質問に対する回答を県の方からして終了とさせていただきたいと思えます。

加茂室長 まず最初に、農道の部分が絶対に冠水しないのかというご質問でございましたが、絶対に冠水しないということは私どもも言えません。冠水に関しては、河川の工事の方と連動して緩和することになると思いますが、絶対に冠水しないということではございません。

それから、土側溝の整備とか、そういったことについてのご要望もございましたが、これはこれまでも繰り返しそういったお話は受けてまいりましたけれども、私どもとしては支障除去対策としてやれるのは今回の工事でございますので、そこはなかなか難しいということでご理解いただきたいと思えます。

司会 それでは、長い間のご出席、また活発なご意見ありがとうございました。

以上をもちまして工事の説明会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策工事

工 事 説 明 会

日時 平成 20 年 3 月 25 日 (火) 19 時から

場所 村田町沼辺地区公民館

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 工事内容説明

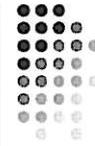
(1)深松組(排水工) 現場代理人 和久 誠

(2)NIPPO コーポレーション(覆土整形工) 現場代理人 阿部 光博

4 質疑応答

5 閉 会

平成19年度 県債竹の内第1-002号
竹の内地区産業廃棄物最終処分場
支障除去対策（排水工）



工事説明会

平成20年3月25日

発注者：宮城県 環境生活部

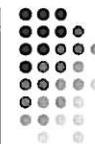
請負会社 株式会社 深松組

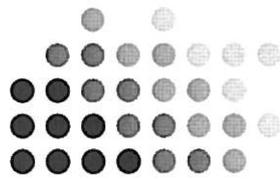
1. 会社概要

- 会社名 株式会社深松組
- 営業品目 特定建設業・不動産賃貸業・不動産取引業
- 資本金 9,800万円
- 役員 代表取締役 深松勇 他、役員6名
- 従業員 107名
- 建設許可

建設大臣許可（特-19）第1253号
一級建築士事務所登録
宅地建物取引業免許
宮城県知事（1）第5449号

- 本社 〒981-0931
仙台市青葉区北山一丁目2番15号
TEL 022(271)9211（代表）FAX 022(275)7012





3. 施工内容

- 排水工（北側町道部）
 - ・ U型側溝設置（1000×900） L=46m
 - ・ 可変勾配側溝設置（1000×1000~2000） L=530m
 - ・ 可変勾配側溝設置（600×400~900） L=29m
 - ・ 柵設置（1500-1500-1400等） N=7箇所
 - ・ 重力式擁壁設置（ $h=0.343\sim 1.077$ ） L=55m
 - ・ 舗装復旧（ $t=5\text{cm}$ ） $A=1,570\text{m}^2$
- 排水溝（農道部）
 - ・ U型側溝設置（1300×800） L=72m
 - ・ U型側溝設置（300×300） L=72m
 - ・ 横断函渠設置工（1400×800,1500×600） L=16.8m
 - ・ 柵設置（1900-1500-1800等） N=4箇所
- 防護柵工
 - ・ 管理用7I1設置 L=709m

作業時間および休日



- 作業時間

朝礼、準備：8：00～8：30

作業時間：8：30～17：00

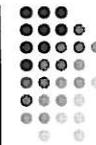
(工事の施工状況により、終了時間を変更することもあります)

- 休日

休日：日曜、祭日

(土曜日は、工事の進捗具合等で休工とすることもあります)

連絡先



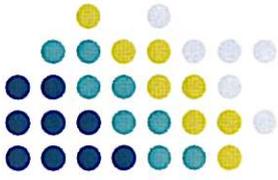
- 連絡先：(株)深松組

竹の内現場事務所

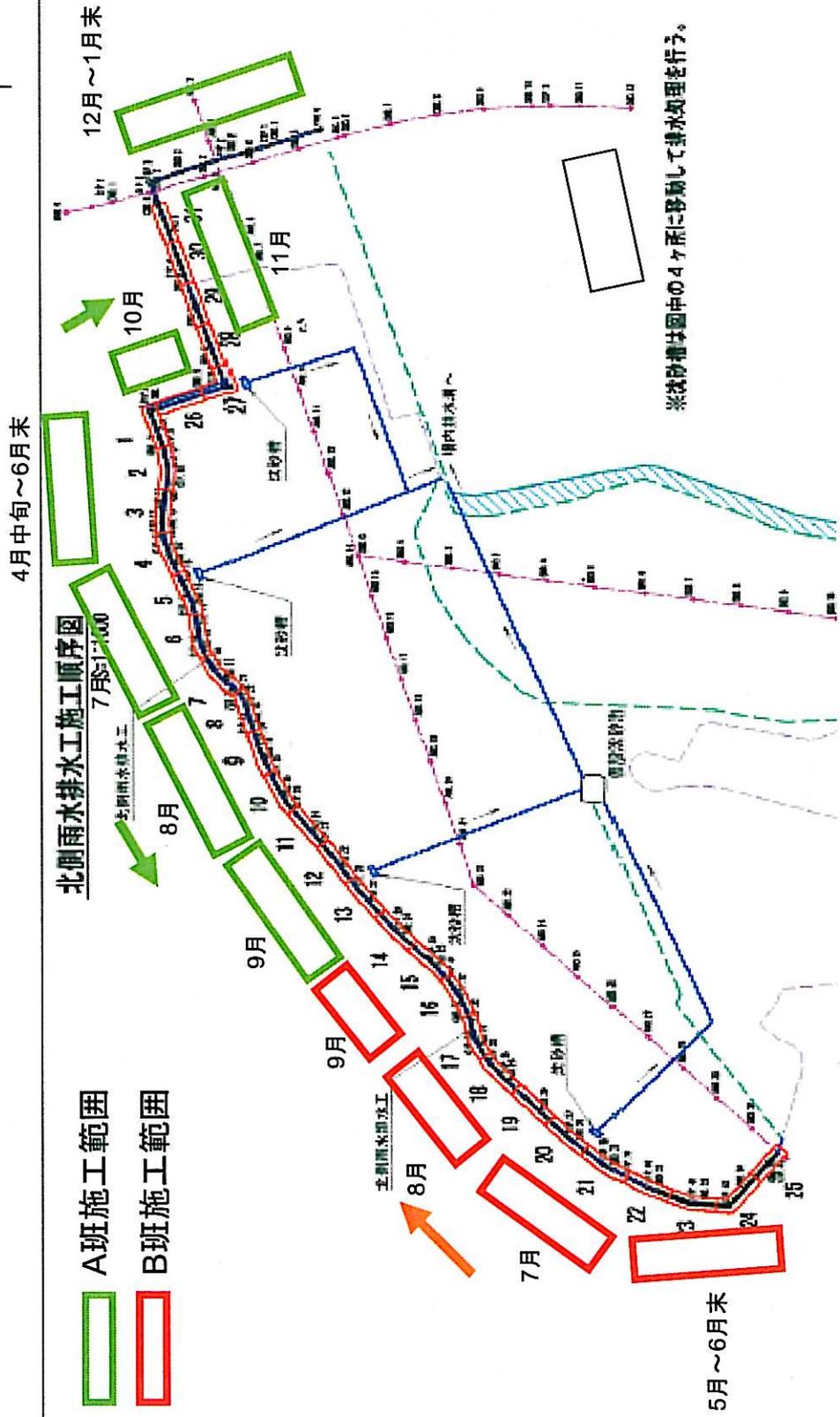
TEL：0224-53-6281

(使用可能日：4月7日以降)

FAX：0224-53-6281



施工時期について



緊急時の対応

○大雨や台風が予想される場合

- ・毎日および、週間天気予報確認し、大雨の予想し早期に対応する。
- ・パトロール実施し、状況確認する。
- ・警報が出た場合は、安全が確認できるまで現場で待機する。
- ・掘削部は、シート養生を行い濁水の抑制を図る。

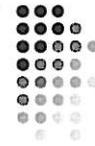
○発生ガス・においが発生した場合

・発生ガス

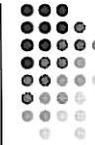
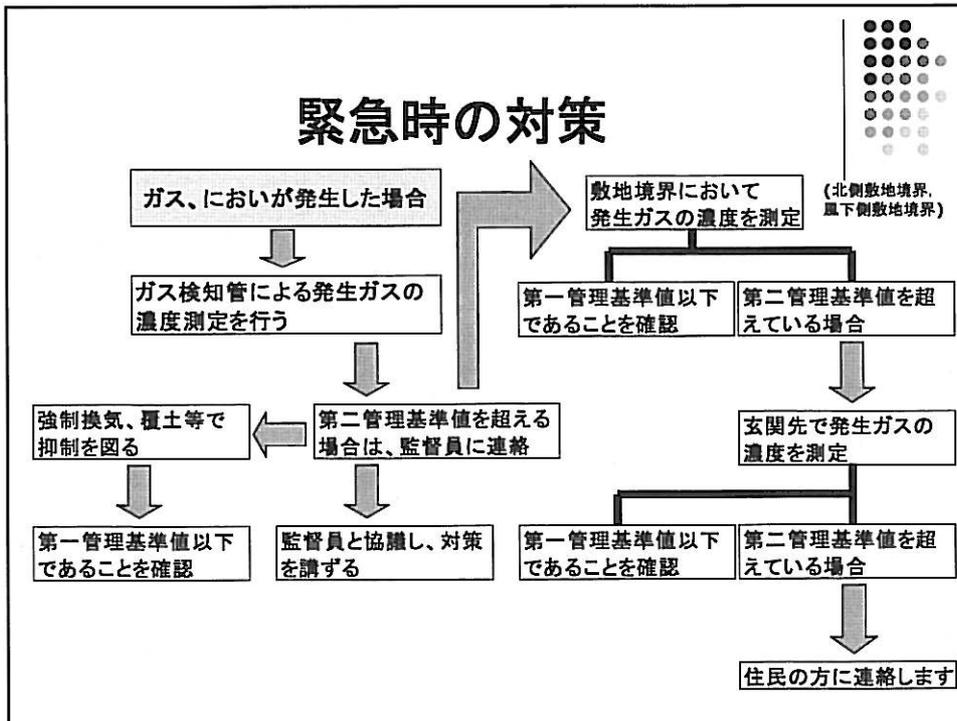
作業中、管理基準値以上になった場合直ちに、作業を中止し強制換気や埋戻しなどの対応を行う。

・におい

捕捉材などを使用し、においを吸着するように対応する。



緊急時の対策



平成19年度 県債竹の内第1-001号
竹の内地区産業廃棄物 最終処分場
支障除去対策(覆土整形工)工事

工事説明会

平成20年3月25日

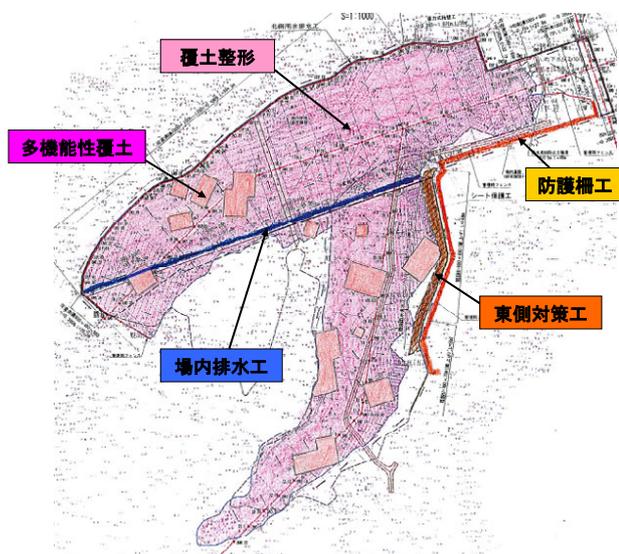
発注者:宮城県 環境生活部

請負者:株式会社 NIPPOコーポレーション 宮城支店

会社概要

- 会社名 株式会社NIPPOコーポレーション
(旧 日本舗道株式会社)
- 設立 昭和9年2月2日
- 資本金 153億2400万円
- 従業員 2,409名
- 営業種目 道路建設工事/一般土木工事/一般建築工事/
土壌汚染調査・分析および浄化工事 等
- 許認可 建設業許可 …国土交通大臣許可
地質調査業者登録 …国土交通大臣登録
1級建築士事務所登録 …東京都知事登録
建設コンサルタント登録…国土交通大臣登録 等

工事概要



施工内容

- **整形工**
 - ・切土 $V=10,900\text{m}^3$ ・盛土 $V=23,400\text{m}^3$
 - ・多機能性覆土 $A=6,520\text{m}^2$ ・種子散布 $A=69,820\text{m}^2$
- **場内排水工**
 - ・U型側溝設置(300×300等) $L=265\text{m}$
 - ・可変勾配側溝設置(700×800~1300) $L=71\text{m}$
 - ・柵設置(1000-1000-800等) $N=5$ 箇所
- **東側対策工**
 - ・法面保護工(ハニカムフレーム設置) $A=1,370\text{m}^2$ ・種子散布 $A=1,280\text{m}^2$
- **防護柵工**
 - ・管理用フェンス設置 $L=374\text{m}$
- **処理工**
 - ・埋設管渠充填 $N=2$ 箇所 ・場内支障物等撤去 一式

作業時間および休日

□作業時間

朝礼、準備:8:00~8:30

作業時間:8:30~17:00

(工事の施工状況により、終了時間を変更することもあります)

□休日

休日:日曜、祭日

(土曜日は、工事の進捗具合等で休工とすることもあります)

連絡先

□連絡先:(株)NIPPOコーポレーション

竹の内現場事務所

TEL:0224-52-5291

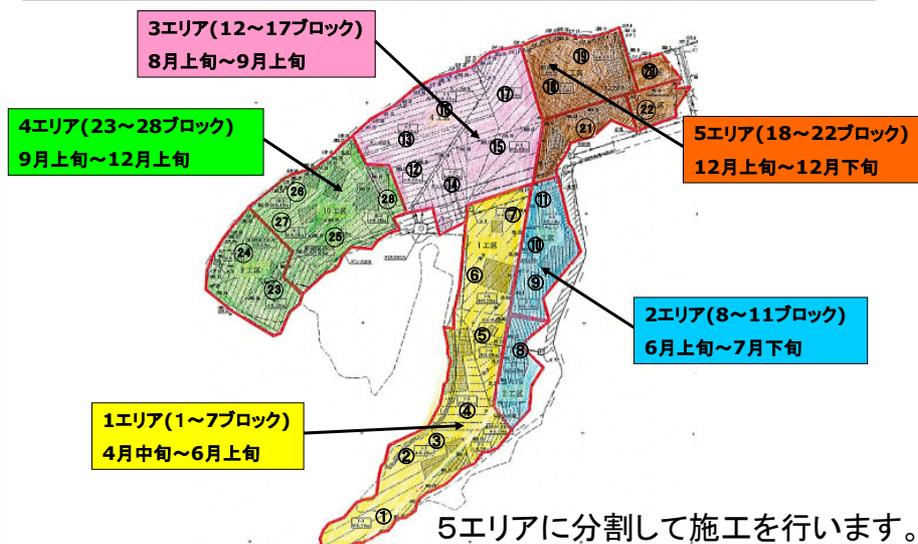
(使用可能日:3月29日以降)

FAX:0224-52-5291

工程表

工種	予定工程														
	平成20年												平成21年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
準備工															
調査測量他															
仮設備設置等															
土工															
除草工															
覆土整形工															
多機能性覆土工															
緑化工															
種子散布工															
東側対策工															
法面保護工															
場内排水工															
側溝工															
防護柵工															
ネット設置															
処理工															
既設暗渠処理工															
支障物撤去															
後片付け															

施工区割り



緊急時の対策

台風や大雨が予想される場合



現場パトロールを実施し、
状況を確認する



シート掛けを行い、濁水の
発生を抑制する

緊急時の対策

ガス、においが発生した場合



ガス検知管による発生ガスの
濃度測定を行う



強制換気、覆土等で
抑制を図る



第一管理基準値以下
であることを確認

第二管理基準値を超える
場合は、監督員に連絡



監督員と協議し、対策
を講ずる

敷地境界において
発生ガスの濃度を測定
(北側敷地境界、
風下側敷地境界)

第一管理基準値以下
であることを確認

第二管理基準値を超
えている場合



玄関先で発生ガスの
濃度を測定

第一管理基準値以下
であることを確認

第二管理基準値を超
えている場合



住民の方に連絡します

連絡先（窓口）のお知らせ

【覆土整形工事】

(株)NIPPO コーポレーション宮城支店

菅原 喜久男

竹の内作業所 TEL 0224 - 52 - 5291

(平成20年3月29日使用開始予定)

携帯 080 - 5560 - 7356

(休日・夜間は転送電話にしております。)

【雨水排水工事】

(株)深松組

和久 誠

竹の内作業所 TEL 0224 - 53 - 6281

(平成20年4月7日使用開始予定)

携帯 090 - 7528 - 7880

(休日・夜間は転送電話にしております。)

上記担当者から、通報内容に応じ関係者機関へ連絡し必要な対応を致します。

バリア層としての材料の選定

バリア層(雨水制御層)

透気層上部のバリア層は、ガス発生要因の1つに考えられる雨水浸透による地下水水位の変動を抑制するために設置する。よって、**バリア層の材料としては施工ができ、難透水層である必要がある**。下表は性能試験の土質試験結果を整理したものである。バリア層の材料としては、旧工区及び新工区の覆土の透水係数 k が $1 \times 10^{-5} \text{cm/s}$ 程度であるので、覆土整形工により発生した土砂を流用できると考えられる。

土質試験結果

項目	覆土		透気層	
	旧工区	新工区	活性炭層	酸化鉄層
土粒子の密度 (g/cm ³)	2.346	2.645	2.599	2.701
最大乾燥密度 max (g/cm ³)	0.818	1.485	1.401	1.471
最適含水比 Wopt(%)	72.1	25.2	27.6	22.1
90%密度 max $\times 0.9$	0.736	1.337	1.261	1.324
透水係数 k (cm/s)	1.8×10^{-5}	1.9×10^{-6}	3.2×10^{-3}	5.5×10^{-3}
透気係数 k_g (cm/s)	6.2×10^{-2}	3.3×10^{-2}	1.5×10^{-1}	2.5×10^{-1}

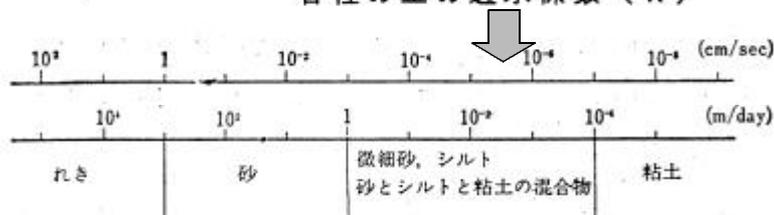
専門委員会の設置と開催

産廃特措法の申請に向けての実施計画を策定するために、専門委員会を設置し開催している。

名称	日時	場所	議事内容
第1回 専門委員会	平成17年12月16日 13:30 ~ 15:30	仙台ビジネスホテル第4会議室	処分場の支障状況と対策の方向性 調査試験計画について
試験立会	平成18年6月5日 13:30 ~ 16:30	株環境管理センター	多機能性覆土試験立会 透過性浄化壁試験立会
第2回 専門委員会	平成18年7月18日 13:00 ~ 15:00	宮城県庁1階「みやぎ広報室」	処分場の現状評価と対策 実験・調査結果を踏まえた基本設計方針

参考

各種の土の透水係数 (k)



代表的な土	透水係数 (cm/sec)	透水性
礫	0.1以上	透水性が高い
砂	$0.1 \sim 1 \times 10^{-3}$	中位の透水性
砂質土	$1 \times 10^{-3} \sim 1 \times 10^{-5}$	透水性が低い
粘質土	$1 \times 10^{-5} \sim 1 \times 10^{-7}$	非常に透水性が低い
粘土	1×10^{-7} 以下	不透水性